

# オスマン帝国の黒海穀物貿易独占とモルダヴィア・ワラキア（上）

武田元有\*

## はじめに

研究史上、現代ルーマニア国家の前身をなすモルダヴィア Moldavia 公国・ワラキア Wallachia 公国（所謂「ドナウ二公国」Danubian Principalities）の土地制度・農業形態に関しては、採用する分析方法の違いを反映して、対照的な二つの解釈が存在している。

第一は各国農業制度の類型的比較による特質把握である。周知のようにクナップ学派によるドイツ農業の地域的二元構造（エルベ河以西の純粹莊園制＝グルントヘルシャフト、及びエルベ河以東の農場領主制＝グーツヘルシャフト）の指摘や、レーニンによる資本主義発展の「二つの道」（封建的土地所有の解体・消滅を基調とする「アメリカ型」＝西欧・合衆国、及びその維持・強化を特質とする「プロシア型」＝東欧・ロシア）の主張以来、エルベ河を境界とする二大地帯構造論はヨーロッパ経済史の基底を把握する有効な分析視角として機能してきた。この枠組において、ルーマニア農業は封建領主ボイエール階級 Boyar による強固な農民支配を特質とした故に、東エルベ型土地制度の一翼として把握されてきたと言える。<sup>①</sup>

しかしヨーロッパ各国農地制度の多様性をこの東西二大類型のなかに画一的に解消することについては種々の異論が提起されてきた。既にドイツ農業史研究の側面から藤瀬浩司氏は、資本主義生産に適応・対応した後進諸国の農業形態を、〔A〕過渡的転化形態（仏・独）、〔B〕半封建的転化形態（露・日・伊）、〔C〕旧白人植民地型（米）、〔D〕農民的潰滅形態（印・中）、〔E〕プランターゲン形態（中南米・南ア）、以上五形態に分類した。ここではプロイセン・ロシア両国に明確な段階的差異を認めた点が特徴であるが、ただし両国の間に位置する狭義の東欧諸国についてはD形態からB形態への移行過程を示す中間形態として依然一括して把握されている。<sup>②</sup>最近ではH・カークが農場領主制の地理的範囲を「黒海＝バルト海地帯」Ponto-Baltic Zone/ Ponto-baltischer Raumに求め、ドナウ左岸のスロバキア・ハンガリー・トランシルヴァニア・ワラキア・モルダヴィアがその南限に設定されている（図1）。<sup>③</sup>他方東欧史研究の領域では南塚信吾氏が、特にE・ニーダーハウザーの問題提起を踏まえ、在地貴族の土地所有を基調とした中東欧 Central-Eastern Europe（ポーランド・チェコ・ボヘミア・ハンガリー）と、オスマン帝国支配のもとトルコ封建制度の導入された南東欧 South-Eastern Europe（バルカン諸国）との決定的差異を指摘する（図2）。その系譜をなすI・T・ベレント/G・ラーンキは東欧諸国の近代農業形態を、①封建的領主直営地経営から農奴解放運動を経て近代的資本主義経営へと転換するプロイセン型（オーストリア・ハンガリー・ボヘミア・ポーランド・ロシア・ルーマニア）、②トルコ封建制から民族独立闘争を経て農民的小土地所有へと移行するバルカン型（セルビア・南スラヴ・ブルガリア）、以上の二大類型に峻別している。これらの研究系列は東欧世界をオスマン支配の有無に従って中欧諸国とバルカン地域とに大別した点の特

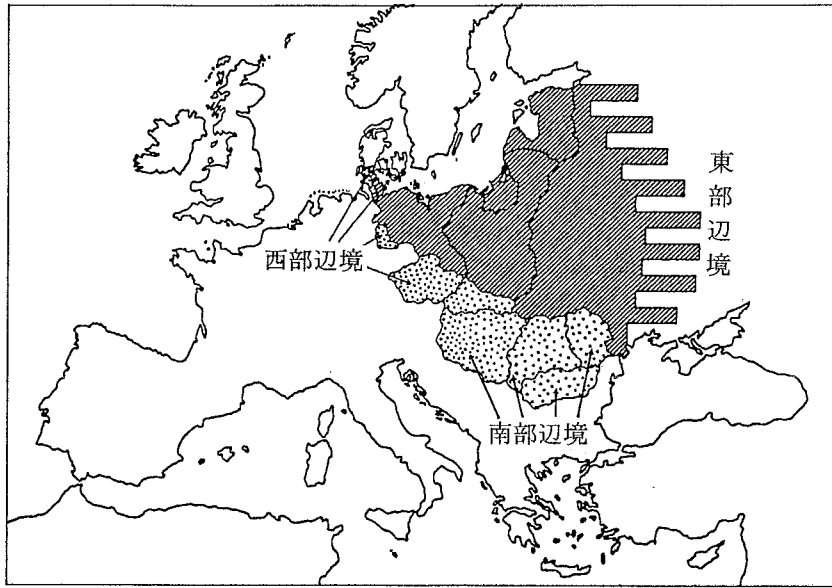
\*鳥取大学教育地域科学部 地域社会講座

質とするが、その際ルーマニアは土着貴族ボイエールの存続を見たが故にバルカン地域から除外されることになった。<sup>4)</sup>なお東欧史研究者が漠然と「トルコ封建制」と呼ぶオスマン治下のバルカン土地制度についてはトルコ史研究の側から永田雄三氏の一連の実証研究があり、16世紀末を画期とする軍事封土制（「ティマール制」Timar）から私的所領経営（「チフトリック制」Ciftlic）への質的転換が指摘されている。当然ながらその対象をなすのはティマール制の導入された南スラヴ地域（旧ユーゴスラヴィア・ブルガリア）であり、ルーマニアはその対象に含まれない。<sup>5)</sup>以上の如く土地所有関係を焦点とする研究系列においては、基本的にルーマニアがバルカン諸国からは除外され、むしろプロイセン型乃至ロシア型の亜種として把握されている点に留意されたい。

第二は各国産業構造の動態的連関を重視しつつ、海外市場向け一次産品生産・輸出の観点から東欧・バルカン諸国の農業制度を把握する研究である。周知のようにイギリス産業資本の生成過程に類型比較の基準を設定する戦後史学は、農村羊毛工業の発展要因として「地理上の発見」による新大陸向け製品輸出の成長を重視する一方、これに伴い旧来の北海・バルト海貿易は相対的に後退し、またレヴァント貿易に至っては16世紀以降絶対的に衰退したものと観念してきた（「地中海の没落」）。ここでは、東欧諸国のうちバルト海沿岸に位置するプロイセンの農場領主制が西欧向け穀物輸出への対応形態として理解されるのに対して、黒海・地中海沿岸のバルカン諸国は世界市場から孤立した存在として評価される。<sup>6)</sup>これに対してレヴァント貿易に関する一連の個別研究は、16世紀以降ヨーロッパ各国が相互の覇権交代を伴いつつ東地中海を舞台に依然活発な貿易活動を展開したこと、特にイギリスのレヴァント貿易はテューダー絶対王政による重商主義政策の一環として単に新大陸貿易を上回る量的成長を記録したのみならず、旧来の東西中継貿易（貴金属・奢侈品の交換）から農工分業関係（羊毛製品・農業産品の交換）への質的転換を惹起し、かくしてレヴァント地域を「イギリス経済の補完市場」complementary to the English economy（R・デイビス）へと再編したこと、他方17世紀後半にはフランスがコルベール主義のもとレヴァント貿易に参入し、18世紀において東地中海市場をほぼ制圧したこと、以上の事実を指摘している。<sup>7)</sup>これらの研究は旧来軽視されてきたオスマン市場の意義を評価した点で意味があるが、その際西欧諸国との通商関係における農工分業体制の萌芽が示唆されることで、オスマン帝国は新大陸市場・バルト海市場に準ずる位置付けを与えられており、したがってこの限りでは東欧諸国とオスマン帝国治下バルカン諸国とは基本的に同一の市場構造をもって把握されていると言える。

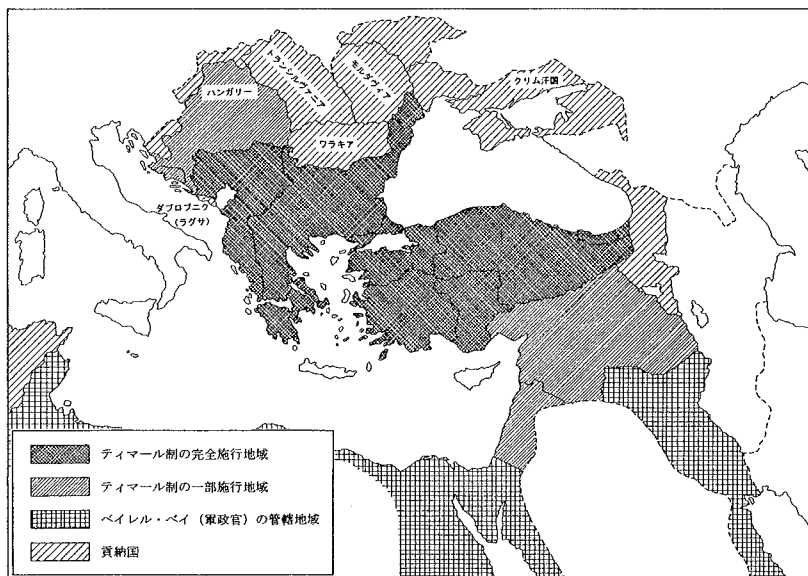
しかしレヴァント貿易の発展をオスマン帝国の世界市場編入とみなす見解には一連の批判がある。まずF・ブローデルの地中海世界論はオスマン帝国が政治的には南欧諸国と対峙しつつ、経済的には東地中海を舞台に活発な交易活動を展開していたことを指摘し、またH・イナルジクは、オスマン帝国にとってレヴァント貿易がその多角的な貿易活動の一部門を構成するにすぎず、同国は三大陸にまたがるその広大な領土支配を背景として東西のみならず南北をも仲介する中継貿易を展開し、ヨーロッパ経済からは相対的に自立していたことを主張している。最終的にI・ウォーラーステインの世界システム論は、バルト海貿易を媒介に西欧市場向け穀物生産の発展と再販農奴制の成立を見る東欧諸国、及び新大陸貿易を梃子に植民地産品生産の展開とプランテーション経営の成立を見る南米地域、これらをヨーロッパ「世界経済」の周辺地域として配置する一方、固有の国際貿易・域内交易を展開する帝政ロシアやオスマン帝国はヨーロッパ世界経済の圏外に位置する自律的な「世界帝国」として把握した。以上のような市場関係を見る限り、東欧諸国は、①ヨーロッパ世界経済の周辺地域に編入されたプロイセン、②ヨーロッパ世界経済の外縁に位置して独自の世界経済を形成するロシア、③同じくヨーロッパ世界経済からは分離し、むしろオスマン帝国経済の周辺地域と

図 1 : 農場領主制の地理的範囲



[典拠] H.Kaak, *Die Gutsherrschaft: Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin, 1991, S. 474.

図 2 : スレイマン1世時代のオスマン帝国版図 (1520 - 66年)



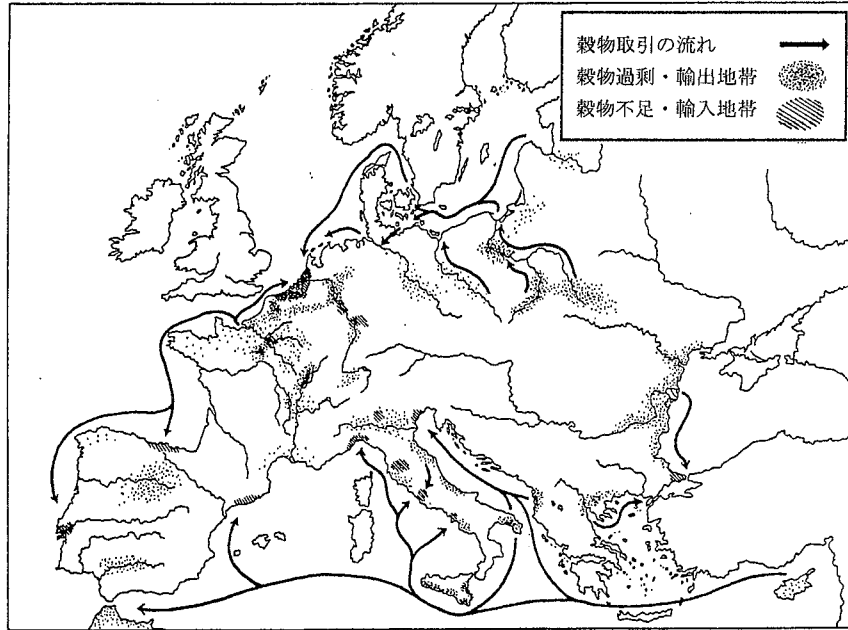
[典拠] 『イスラム事典』平凡社 1982年, 130頁

して機能するバルカン諸国、少なくとも以上三つの形態に分類することができよう。<sup>98</sup>この点は例えばN・ボンズが示す16世紀穀物貿易の動きからも明瞭に看取しうる（図3）。さらに世界システム論を意識したD・チロットやB・W・マクガヴァンの研究によれば、バルカン諸国のうちアドリア海・地中海に接続する西岸地帯（旧ユーゴスラビア・アルバニア・ギリシア）はレヴァント貿易と連動した西欧向け一次産品生産とチフトリック経営の成長により漸次オスマン辺境地帯から分離してヨーロッパ経済へと編入されるのに対して、ドナウ河・黒海沿岸に位置する東岸諸国（ルーマニア・ブルガリア）はオスマン帝国の黒海貿易政策のもとむしろ宗主国トルコ向け穀物供給地帯として依然機能し続けることになる。<sup>99</sup>

以上を約言するにルーマニアは、まず一方の農業制度においては在地貴族の農民支配が存続した点でプロイセン・オーストリア・ロシアなど東欧諸国の範疇に帰属し、トルコ封建制度のもと外来イスラム地主が台頭したバルカン諸国とは明確に相違する。しかし他方の海外市場構造においてはオスマン帝国向け穀物生産が展開された点でむしろチフトリック経営の発展したバルカン諸国に酷似し、西ヨーロッパ向け輸出と連動する農場領主制の展開した東欧諸国とは根本的に異なる。かかる東欧諸国ともバルカン諸国とも異なるルーマニア農業の二重的性格にこそ、19世紀ルーマニア農民解放の極めて錯綜した性格の背景が存在すると思われる。すなわちルーマニアは一方において東欧諸国と異なりオスマン政府の支配体制に組み込まれていたが故に、直ちに農民解放に着手することができず、バルカン諸国と同じくこれに先行してまずオスマン支配からの政治的独立を達成せねばならなかった。その際ルーマニアは他方において東欧諸国と同じく在地貴族ボイエールを内包したが故に、バルカン諸国とは対照的に外来イスラム地主への農民解放運動とオスマン支配への民族独立運動との直結を見ず、むしろオスマン支配に対するボイエールの独立運動とボイエールに対するルーマニア農民の解放運動とが相互に矛盾し、ともに不徹底に終わることになる。<sup>100</sup>

以上の問題関心から小稿はルーマニア農業の展開過程をオスマン黒海貿易政策の枠組から把握することを課題としたい。ただし我が国における先行研究の現状と筆者自身の語学能力の制約を勘案し、小稿では専ら欧米諸国の研究蓄積を摂取しつつ、16－18世紀の概略を段階的に整理するにとどめたいと思う。<sup>101</sup>また分析を進める際の時期区分についてであるが、一般にオスマン帝国のルーマニア支配は1711年を画期として、国内自治を認められた属国制度 Turkish Vassalage の時期と帝国政府の間接統治を受けたファナリオト制度の時期とに二分される。他方オスマン帝国の黒海貿易政策は露土戦争に伴う1774年キュチュク・カイナルジ条約を転換点として、オスマン帝国が黒海貿易を独占した時期とこれが世界市場に開放された時期とに大別しうる。したがって以下では、まず予備的作業としてオスマン帝国支配以前のルーマニア社会の特質を確認した上で、自治制度の時代（16－17世紀）、ファナリオト制度の時代（18世紀第3四半期まで）、露土対立の時代（18世紀第4四半期）、以上の三段階に区分して考察を進めることとしたい。

図3：16世紀におけるヨーロッパ穀物貿易の動向



[典拠] N. J. G. Pounds, *An Historical Geography of Europe 1500 – 1840*, Cambridge, 1979, p. 62.

図4：モルダヴィア・ワラキア（14世紀）



[典拠] V. Georgescu, *The Romanians: A History*, Columbs, 1984, p. 20.

## 〔I〕前提：中世ルーマニアにおける村落共同体と君主国家

ルーマニア両国はオスマン支配を受ける以前から既に種々のアジア系騎馬遊牧民族（フン、アヴァール、ブルガール、マジヤール、ペチュネーグ、クマーン、タタール）による侵入・支配を受けてきたが、うちワラキアは在地ルーマニア人によるモンゴル駆逐を経て1330年に、他方モルダヴィアはトランシルヴァニア出身ルーマニア人の侵攻・モンゴル征討により1359年に、それぞれ独立の君主国家を樹立する（図4）。モンゴル支配の終焉からオスマン支配の開始に至る14・15世紀の中世ルーマニア社会に関して、かつてソヴェト学界の影響下にあったルーマニア・マルクス主義は、遊牧民族の侵入に伴う商業活動の衰退と自然経済の優越、古代ローマ帝国治期のコロナートゥス制に由来するポイエール＝農奴関係の成立、及びこれに立脚する公国君主＝ポイエール主従関係の形成、以上の如き「封建社会」の存在を主張してきた。<sup>(12)</sup>しかし近年ではむしろ西欧封建社会とは異なるルーマニア中世固有の史的特質が指摘されている。以下本節では、行論に必要な限りにおいて、オスマン支配に先行する中世ルーマニア社会の構造を確認しておこう。

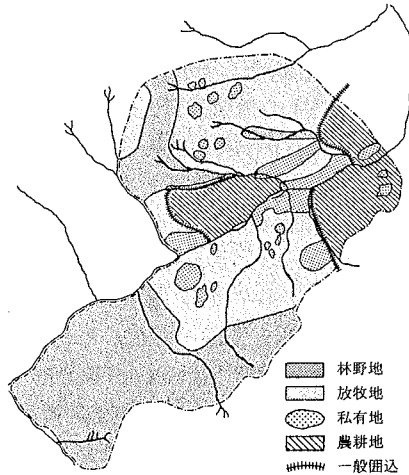
### ① 海外貿易の特質

N・ヨルガはルーマニア両国の貿易活動がモンゴル帝国の侵入に伴い必ずしも衰退せず、むしろ遠大な「タタール・ルート」the great Tartar routeの形成により両国は東西遠隔地貿易の中継地点として発達したことをつとに指摘してきた。すなわちまずモルダヴィアは黒海＝リヴォフ Lvov（ポーランド）＝バルト海を結ぶ南北貿易の舞台（所謂「モルダヴィア・ルート」the Moldavian route）として、またワラキアは一方での黒海＝ドナウ河＝アドリア海＝ヴェネツィアを結ぶ東西貿易、他方でのビザンツ帝国＝トランシルヴァニア＝中欧諸国（オーストリア・ボヘミア・ハンガリー）を結ぶ南北貿易、それぞれの動脈として機能している。とりわけワラキアは領内にドナウ河を擁するが故に黒海・アドリア海及び中欧諸国との連絡が簡便であり、モルダヴィアよりも一層活発な通商活動を展開した。その取引品目の大半は、一方ではドイツ・ボヘミアより流入する工業製品（繊維製品・金物・武器）、他方では東方より流入する奢侈品（香料・生糸・宝石）にあり、両国国内で産出される一次産品（岩塩・魚介類・家畜・蜂蜜・木材）の比重は低く、特に穀物は若干がコンスタンチノーブル向けに輸出されたにすぎない。これら中継貿易においては現地ルーマニア商人に加えて各地の外国商人が参入しており、とりわけダブロヴニク Dubrovnik（ラグサ Ragusa）・ジェノヴァのイタリア商人はクリム汗国より黒海北岸の植民都市カッファ Caffa 及びドナウ河口のヴィチナ Vicinaでの貿易特権を承認されて黒海貿易を独占する一方、ドイツ商人はハンガリー国王のトランシルヴァニア植民政策のもとカルパチア山脈北方のブラショヴ Brasov（クローンシュタット Kronstadt）・シビウ Sibiu（ヘルマンシュタット Hermannstadt）に入植して南北貿易を中継している。<sup>(13)</sup>

### ② 村落共同体の特質

H・H・スタールはモルダヴィア・ヴランキア地方 Vranceaの農村共同体を対象に文化人類学的な現地調査と歴史学的な史料分析を行い、中世ルーマニアでは領主の農民支配が十分発達せず、むしろ自由農民（モルダヴィアの「razesi」・ワラキアの「mosneni」）を中核とする農村共同体が広汎に存在していたことを主張している。しかも歴代のアジア系征服民族はいずれも上記の如き活発な交易活動に寄生して関税収入をこそ搾取したものの、支配領域に自ら定住して現地住民を直接支配することはなく、支配領内の村落共同体には既存の村落首長を媒介に軽微な各種貢租を要求するにとどまったため、かくして共同体の自治的性格は長らく維持されたものと考えられている。<sup>(14)</sup>

図5：ルーマニア農村共同体の構造  
(ヴァンキア地方ネレジNerej村・1938年)



〔典拠〕 H. H. Stahl, *Traditional Romanian Village Communities*, Cambridge, 1980, p. 60.

まず農村共同体の生産活動を見れば、上記の如き国内産業から遊離した中継貿易の発達と粗放な穀作技術（木製鋤・二圃制の普及と施肥の欠如）・希薄な農村人口に伴う農業生産の制約を背景として、自家消費目的の牧畜経済が中心をなしている。穀物生産の主軸はルーマニア農民の主食をなす黍（キビ）milletにあり、小麦については統治階級向けに若干が生産されるにすぎない。土地利用の原則は全ての共同体成員がその「必要と能力に応じて」according to his needs and his possibilities用益するという「完全共有制」absolute joint ownership = 実質的平等主義にあり、村内の土地は農民用益権との関係から大きく以下の三種に分類される（図5）。まず村落の中核には家屋地・菜園地が位置し、農民各戸の私有が認められている。その周辺には農耕地が存在し、個々の耕区quarters(racla / dric)はそれぞれ短冊状の地条strip(delnite / soarte)に細分され、個々の農家計に平等に配分された。なお隣接する放牧地からの家畜侵入を防止するため耕地全体を垣根で囲む「一

般囲込」general enclosureが景観上の特質をなしている。外縁には林野地・放牧地・湖沼・河川が位置し、共同体成員は自由な食糧採集・木材伐採・家畜放牧・漁労活動を認められた。以上の共有地とともに村内各所には個々の農民の開墾作業により新規に形成された私有地tenements(stapinire locureasca)が散在し、当該農民の私的用益が認められている。<sup>(15)</sup>各戸の共同地持分はその子孫により均分相続されるが、各種私的保有地は相続を末子にのみ認められ、長子以下は婚姻と同時に家長の世帯から独立する単婚小家族制が家族制度の基礎をなしている。<sup>(16)</sup>

次に農村共同体の行政組織を見れば、各村はそれぞれ固有の村法を保持し、首長village chief（「ジュデ」judet・「クネズ」cnez）のもと独自の「村落会議」general village assembly(obstia / gramada satului)を組織した。村落会議は通例毎週日曜に戸外で開催され、平等な権利を保持する全ての成年男女の参加のもと、共同体内の司法・警察業務、あるいは支配民族への貢納義務を遂行する村役人を選出している。公国成立に伴い各共同体はその統治下に入るが、公国君主の司法・警察権力が及ぶ範囲は重犯罪に限られ、これ以外の犯罪行為については地元役人に低級裁判権が承認された。また国家による課税対象はあくまで村落共同体であって、村民相互の納税負担配分については村落会議が各人の担税能力を考慮して決定した。かくして公国君主の国内統治は村落共同体を単位として実施されるにとどまり、村落内部では旧来通り独自の自治行政が展開された。<sup>(17)</sup>

以上の村落共同体は、地理的に隣接する複数の共同体とともに「村落連合」village confederationを組織した。その目的は相次ぐアジア系遊牧民族の侵入に対する共同防衛にあったと思われるが、同時に加盟村落相互の境界に位置する山林・河川の共同利用をめぐる利害調整機能も果たしている。村落連合は各村代表から成る「大会議」great assemblyを有し、これを統括する有力村落の首長が軍司令官（「ヴォイヴォダ」voivoda）として後の公国君主に成長するものと推定されている。公国成立に伴い村落連合はその統治下に入り、現物租税（穀物・家畜）の納入・各種労役（軍役・要塞建

設・道路整備)の提供についてこそ連帯責任を負ったものの、それ以外は高度な自治機能を保持し、事実上独自の支配領域を形成した。<sup>(18)</sup>

他方、かかる自治的村落共同体の展開と平行しつつ、既に土着公国の成立以前から聖俗領主の所領形成と領主の農奴 serf (モルダヴィアの「vlahi」・ワラキアの「rumani」) 支配が発生したこともまた確かである。世俗領主であるボイエール階級の起源をめぐっては諸説が対立しているが、H・H・スタールはこれをアジア系遊牧民族や公国君主の農村課税を媒介した村落の首長ら在地有力者の成長に求めている。換言すれば当初ボイエールは厳密には君主の徴税請負人であって、村落共同体に対しては租税徴収権のみを保持するにすぎなかったのであるが、漸次その政治的地位を梃子に村落内部において土地所有権を獲得・拡大したものと推定されている。<sup>(19)</sup>ただし当該段階において封建地代は労働地代と生産物地代との混成で構成され、必ずしも賦役が支配的地代形態ではなく、かつ賦役労働の基軸は専らタタルをはじめとする異民族奴隷にあったとされる。しかもルーマニアにおける商業活動の中核が国内産業から遊離した東西奢侈品貿易にある以上、賦役の目的は市場向け換金作物生産よりもむしろ領内自家消費にあり、労働総量には必ずと上限が存在したと思われる。<sup>(20)</sup>また領主の農民支配は土地緊縛規定によって保証され、ミルチャ老公 Mircea cel Batrin (在位：1386－1418年)が農民の移住を制限する法令を發布して以後、15世紀を通じて封建所領から離脱する農民への「離村税」le boisseau de départ (galeata de esire)が導入されている。ただし15世紀末には中央集権を志向するラドゥ大公 Radu cel Mare (在位：1495－1508年)のもとむしろ過重な離村税は制限された。<sup>(21)</sup>かくしてオスマン支配以前のルーマニアにおいて領主の農民支配を基礎とする封建的土地所有は依然未発達な状態にあったと言えよう。

### ③ 国家の特質

既存の共同体組織を媒介として農民課税を行う間接支配の体系は、先行する支配民族から後続する遊牧民族へとそのまま温存・継承され、しかも外来民族が駆逐されて土着公国が成立すると、今度は公国君主自身がこの貢租徴収体系を自らの租税徴収機構として活用している。すなわち公国君主は先行外来民族と同様に公国財政の基盤を各種の君主特権 royal rights (関税徴収権・鉱山開発権・漁場管理権)に由来する収入、とりわけ中継貿易に伴う莫大な関税収入に置き、村落共同体に対してはこれを補完するべき各種生産物(農業作物・家畜・酪農品・木材)・労役義務(軍役奉仕・地方警察活動・建設賦役・運搬賦役)をボイエールを媒介として徴発するにとどまり、かつこの貢納義務を条件に村落自治を承認した。<sup>(22)</sup>

他方、上述の如く漸次形成されつつあった聖俗所領に対して、公国君主は免税特権を基礎とする一連のインムニテートを認可している。表1はその動向を示しているが、これによればインムニテート形成の時期については早期に独立したワラキアがより長期のモンゴル支配を受けたモルダヴィアに先行するものの、その件数についてはモルダヴィアがワラキアを上回っていることが確認できる。これはモルダヴィアのボイエールがその系譜をモンゴル征討のため当地に侵入したトランシルヴァ

表1：私的所領に対するインムニテート認可の動向

年 度	モルダヴィア		ワラキア	
	教会	ボイエール	教会	ボイエール
1350－59	0	0	1	0
1360－69	0	0	0	0
1370－79	0	0	1	1
1380－89	0	0	5	2
1390－99	1	6	2	1
1400－09	4	6	8	4
1410－19	6	14	2	4
1420－29	4	43	6	5
1430－39	13	86	7	10
1440－49	6	58	5	3
計	34	213	37	30

【典拠】H. H. Stahl, *op.cit.*, p.135.



ニア出身のルーマニア人騎士層に持ち、したがって一方ではハンガリー封建制度を模倣したトランシルヴァニア時代の封土授受関係がそのまま移植されたこと、他方ではモンゴルとの交戦により荒廃した村落を復興するべく積極的な新村開発と植民活動が進められ、この結果初発から強力な農民支配が展開されたこと、が関連している。<sup>(23)</sup> 対してワラキアでは、1374年にヴラディスラフ1世 Vladislav I (在位: 1364 - 77年) がポイエールに最初のインムニテートを付与したことが知られているが、表1によればむしろ教会所領が私的所領全体の半数を占めたことが判明する。その背景には、ハンガリー国王ベラ4世 Bela IV (在位: 1235 - 70年) のドナウ下流方面への進出やローマ教皇グレゴリウス9世 (在位: 1227 - 41年) の東方教会への対抗関係を後盾としつつ、ハンガリー司教がルーマニア教会の統括を試みるなか、ハンガリーの勢力拡大を警戒するワラキア君主は、世俗権力が宗教組織を管轄するビザンツ型教会制度を構築するべく、領内キリスト教会に対して私的所領の形成と免税特権の付与を推進してきたという事情がある。<sup>(24)</sup> ただし以上のインムニテート付与に際して、一部の巨大ポイエール・教会所領こそ刑事・重犯罪への流血判決を含む高級裁判権を獲得し、財務・司法官吏の立入を禁止する排他的支配領域を形成したものの、その割合は私領全体のせいぜい20%程度であったと推定されている。むしろトルコ北上の脅威に際してミルチャ老公以降の歴代君主はインムニテートを漸次縮小し、対土戦争に伴う軍役・租税負担を免税特権から除外する一方、領内農民に対する領主裁判権の行使も民事・軽犯罪に限定した。<sup>(25)</sup> かくして公国君主は、とりわけワラキアの場合、ポイエールをあくまで徴税請負人として把握したのであり、両者相互の封土授受関係や権力分有状態は確認できないと言えよう。

ただし一部の巨大ポイエールについては、その排他的所領形成を基盤としながら国制における地位をも拡大しつつあったことが留意される。特に有力な一門は高位聖職者とともに君主の諮問機関である「公国評議会」council (オスマン支配以降は「ディワーン」Divan) を組織しており、行政・司法・外交問題に関する政策提言を行った。<sup>(26)</sup> また15世紀前半には中小ポイエールを含めた「全国議会」l'assemblée générale du pays/ la grand assemblée du paysが編成され、公国君主の選出権を確保している。<sup>(27)</sup> オスマン支配に入る直前の15世紀後半には、トルコ北上を阻止するべく中央集権を志向する公国君主と、かかる公国君主の権力伸張に抵抗するポイエールとが相互に対抗し、ルーマニア史上「中央集権への闘争の時代」と呼ばれる。ルーマニア両国における公国君主=ポイエールの対抗関係は、専制君主の台頭を抑止する効果をもった一方、オスマン帝国をはじめとする近隣諸国に内政干渉の余地を与えることとなった。<sup>(28)</sup>

以上の如くとも外来遊牧民族の侵入に由来する東西中継貿易の発達と間接的な財政収奪機構とを基礎に成立した中世ルーマニア国家の形態を、ヨルガは「収奪国家」Predatory State、H・H・スタールは「貢納国家」Tributary Regime、またチロットは「貢納=交易国家」Tributary-Trade Stateとそれぞれ呼称し、君臣相互の封土授受と領主の農民支配を基礎とする西欧「封建国家」feudal stateや、専制君主がその直轄官僚機構を媒介として臣民を支配する「アジア的専制国家」asiatic despotismとは明確に区別している。<sup>(29)</sup>

## 〔Ⅱ〕 パクス・オトマニカの成立とモルダヴィア・ワラキア

トルコは1299年の建国以来小アジア半島の制圧とともにバルカン半島への領土拡張を進め、まず14世紀後半にブルガリア・マケドニア・ギリシアを、15世紀後半にセルビア・ボスニア・ヘルツェゴビナ・モンテネグロを順次獲得し、16世紀前半スレイマン1世（在位：1520－66年）のウィーン包囲・ハンガリー併合をもってそのバルカン支配は頂点に達する。ルーマニア両国は当初オスマン帝国の北上に強く抵抗したものの、同時に東欧諸国（ポーランド・ハンガリー）の南進に対抗する必要から、まず1476年にワラキアが、また1512年にモルダヴィアが、それぞれトルコ政府との臣従関係を受け入れることになった。他方トルコはセリム1世（在位：1512－20年）治世にエジプト・マムルーク朝を征服してスルタン・カリフ制を創始しており、かくして15－16世紀の東地中海世界において所謂「パクス・オトマニカ」Pax Ottomanicaが現出する。

かかるオスマン帝国支配の興隆は1571年レパント海戦を経て早くも後退に向かい、16世紀末にはオーストリアとの十五年戦争（1593－1606年）が勃発する。この機にルーマニアではモルダヴィア君主アロン専制公Aron Tiranul（在位：1592－95年）及びワラキア君主ミハイ勇敢公Mihai Viteazul（在位：1593－1601年）の反乱が続発し、後者による一時的なルーマニア三国の統一が実現している。続く17世紀にはヨーロッパにおける三十年戦争の終結に伴いオーストリア皇帝レオポルト1世（在位：1658－1705年）が対土神聖戦争を開始し、1683年のウィーン包囲撃退、1686年のハンガリー奪還、1699年カルロヴィッツ講和条約によるトランシルヴァニアの公式支配、以上を通じてバルカン進出の足場を築いた。さらに17世紀末・18世紀初頭にはロシア皇帝ピョートル1世（在位：1682－1725年）が一連の露土戦争（1686－99年・1710－13年）によって黒海方面への南下に着手している。かかる東欧列強のバルカン進出を背景に、モルダヴィア君主ディミトリエ・カンテミールDimitrie Cantemir（在位：1710－11年）は1711年にロシアと軍事同盟を締結してオスマン支配からの脱却を試みるが、東欧諸国への防壁としてルーマニア支配の強化を志向するオスマン政府は自治制度を廃止し、ここに2世紀に及ぶルーマニア属国制度の時代は終了する。<sup>(30)</sup>

以下本節では、パクス・オトマニカの成立・再編を背景とした16世紀ルーマニアにおけるオスマン支配の確立と17世紀におけるその動揺という、ほぼ16世紀末ミハイ勇敢公の反乱を画期としてその前後に区分される2世紀間を対象に、属国制度時代ルーマニアにおける政治的・経済的支配体制の特質とこれに伴う農村構造の再編について、順次検討しよう。

### （1）オスマン帝国支配とルーマニア国家

まずオスマン帝国のバルカン支配に伴うルーマニア政治構造の変化を確認しよう。

#### ① 自治制度の特質

トルコ政府は広大なバルカン半島を統治するにあたり、その中核地帯については各種封臣に軍事封土を授封するティマル制を施行する一方、当該地域を三層構成の行政区画に組織することでバルカン農民に対する封臣の司法・警察権力を制限し、高度な中央集権体制を維持した。<sup>(31)</sup>これに対してモルダヴィア、ワラキア、トランシルヴァニア、アドリア海沿岸の都市国家ダブロヴニク（ラグサ）、以上各国は貢租納入を条件として国内自治を許される「属国」vassal stateとして位置付けられた。なかでもルーマニア両国は領土面で旧来の対土国境線を維持するとともに、原則として両国領内におけるイスラム教徒の居住・モスクの建設・トルコ軍隊の常駐は禁止され、また制度面では土着君主による国内統治と既存の全国議会によるその選出を承認された。<sup>(32)</sup>この自治制度のもとポイ

表 2 : ルーマニア議会の召集状況

## ① モルダヴィア

年度	公国君主 (在位期間)	召集目的・決議事項
1456	ペトル・アロン Petru Aron (1455 - 57)	オスマン政府への貢納義務受入
1457	シュテファン大公 Stefan cel Mare (1457 - 1504)	公国君主の選出
1504	ボグダン三世 Bogdan III (1504 - 17)	公国君主の選出
1517	シュテファニツァ Stefanita (1517 - 27)	公国君主の選出
1527	ペトル・ラレシュ Petru Rares (1527 - 38)	公国君主の選出
1538	シュテファン・ラクスタ Stefan Lacusta (1538 - 40)	オスマン政府との講和
1546	イリアシュ ilias (1546 - 51)	公国君主の選出
1551		公国君主の廃位
1551	シュテファン Stefan (1551 - 52)	公国君主の選出
1552	アレクサンドル・ラプシュネヌ Alexandru Lapusneanu (1552 - 61)	公国君主の選出
1561	デスポト・ヴォダ Despot Voda (1561 - 63)	公国君主の選出
1574	ヨアン・ヴォダ勇敢公 Ioan Voda cel Viteaz (1572 - 74)	オスマン政府への反乱
1591	ペトレちゃんば公 Petre Schiopul (1582 - 91)	公国君主の廃位
1597	イエレミア・モヴィラ Ieremia Movila (1595 - 1600)	ポーランド政府との同盟交渉
1600	イエレミア・モヴィラ Ieremia Movila (1600 - 06)	公国君主の選出
1628	ミロン・バルノフスキ・モヴィラ Miron Barnovschi Movila (1626 - 29)	ボイエールの農民支配権の承認
1631	アレクサンドル・イリシュ Alexandru Ilias (1631 - 33)	ボイエールの農民支配権の承認
1633	モイセ・モヴィラ Moise Movila (1633 - 34)	公国君主の選出
1653	ギョルゲ・シュテファン Gheorghe Stefan (1653 - 58)	公国君主の選出
1671	ギョルゲ・ドゥカ Gheorge Duca (1668 - 72)	オスマン政府への反乱
1688	コンスタンティン・カンテミル Constantin Cantemir (1685 - 93)	ボイエールの農民支配権の承認
1693	コンスタンティン・ドゥカ Constantin Duca (1693 - 95)	公国君主の選出
1700	コンスタンティン・ドゥカ Constantin Duca (1700 - 03)	家畜課税の導入
1703		家畜課税の廃止

## ② ワラキア

1418	ミハイルー一世 Mihail I (1418 - 19)	公国君主の選出
1512	ネアゴエ・バサラブ Neagoe Basarab (1512 - 21)	公国君主の選出
1522	ラドゥ・アフマツィ Radu de la Afumati (1522)	公国君主の選出
1544	ラドゥ・パイシエ Radu Paisie (1535 - 45)	オスマン政府への反乱
1583	ペトル・チェルチェル Petru Cercel (1583 - 85)	公国君主の選出
1595	ミハイ勇敢公 Mihai Viteazul (1593 - 1601)	トランシルヴァニア出兵
1596		オスマン政府への反乱
1654	コンスタンティン・セルバン Constantin Serban (1654 - 58)	公国君主の選出
1659	ミフネア三世ラドゥ Mihnea III Radu (1658 - 59)	オスマン政府への反乱
1688	コンスタンティン・ブルコヴァエヌ Constantin Brncoveanu (1688 - 14)	公国君主の選出

〔典拠〕 P. P. Panaitescu, "La grande assemblée du pays, institution de régime féodal en Moldavie et en Valachie", *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965, pp. 124- 135; V. A. Georgesco, "Types et formes d'assemblées d'états en droit féodal roumain", *Liver memorialis Georges de Lagarde*, Paies, 1969, pp. 118- 124.

エール利害の結集する全国議会は16世紀を通じてその権限を漸次拡大し、旧来の如き公国君主の選出・廃位にとどまらず外国政府との外交・宣戦・講和及び軍隊召集・臨時課税にも関与している（表2）。<sup>(33)</sup>最終的に16世紀末におけるミハイ勇敢公の中央集権政策の挫折をもって全国議会は「ヴォイヴォダ議会」から「貴族議会」へと、またルーマニア国制の基調は「君主体制」regime princierから「ボイエール体制」regime des boyardsへと、あるいは君主国家から「貴族制寡頭国家」aristocratic oligarchie state（「領主国家」a seignorial state・「ボイエール共和国」a boyar republic）へと移行する。<sup>(34)</sup>以後公国君主は「第一人者」primus inter paresの域を超えず、続く17世紀には「ボイエールの世紀」the century of boyarsが現出することになる。<sup>(35)</sup>かかる全国議会の発達には、他方においてブルガリアの「ソポール」・セルビアの「サポール」がティマール制施行に伴いともに単なる君主の諮問機関に転化した事実を考慮する場合、ルーマニアにおけるオスマン支配の影響が軽微なものにとどまったことを象徴していると言えよう。

しかし他方では、とりわけハンガリー併合に伴い両国が外交上の後盾を喪失した1530年代以降、オスマン支配に伴う直接・間接の弊害が発生したこともまた事実である。まずルーマニア全国議会による公国君主の選出に関しては、トルコ政府は確かにその実質的指名権をこそ全国議会の委任したもの、形式上その任命権は自身に留保している。その際、上述の如くルーマニア内政において公国君主とボイエールとの間に潜在的な緊張関係が存在した以上、君主権力の強化に抵抗するボイエールとルーマニア支配の拡充を図るトルコ政府との間には一定の利害関係が形成され、したがってトルコ政府は全国議会の君主選出に一定の意向を反映させることが可能であった。実際モルダヴィア君主の平均在任期間は1359－1538年における7－8年から1538－1711年における2－6年へと短縮傾向にあるが、これは同国内政の継続性に対するオスマン政府の警戒を反映したものとと言える。<sup>(36)</sup>また反土の傾向の強い君主が、オスマン政府と接近する全国議会を通じて公位を剥奪される事態も現実には発生した。<sup>(37)</sup>かくしてルーマニア全国議会は、ボイエールにとっては専制君主の台頭を阻止する手段として作用する一方、トルコ政府にとっては反トルコの君主を牽制する装置として機能したのであり、ここにルーマニア議会制度の限界が示されていると言えよう。<sup>(38)</sup>さらに17世紀中葉にはオスマン政府による公国君主の直接指名が開始され（「ムカレル制度」mucaer）、議会による君主選出の形骸化とオスマン支配体制の強化は決定的となった。<sup>(39)</sup>

またルーマニア両国は内政問題においてこそ一定の自治を承認されたものの、外交政策においては独自の施策を制限され、原則として条約締結権は認められていない。かつルーマニア軍隊はオスマン軍隊の軍事作戦に参加することを要求され、上記の原則にもかかわらずモルダヴィア東部国境沿いの要塞（キリア Kilia・アッケルマン Akkerman・ベンダー Bender）にはオスマン軍隊が駐留している。<sup>(40)</sup>かくして両国はオスマン帝国の対外政策に大きく左右されることになったが、その際両国は地理的に東欧諸国＝オスマン帝国相互の国境地帯に位置するが故に頻繁な国際紛争の舞台となり、この結果16世紀以降大幅な人口減少が進行している。すなわち国際紛争の結果、まず直接的には外国軍隊の住民殺戮・農村略奪、及び農業活動の攪乱に伴う飢饉・疫病によって国内人口の絶対的減少が発生し、のみならず間接的には農民の多くが戦火拡大に伴う農地荒廃や軍事財政に伴う課税強化を回避するべく山岳・森林地帯へと避難したため、平原地帯における農民人口の相対的減少も進行した。農民人口の流出は単に国内山岳・森林地帯のみにとどまらず国外方面にも及び、北方ではモルダヴィアに隣接するウクライナへの、南方では冬期のドナウ河凍結時にトルコ領ブルガリアへの流出がそれぞれ進行している。15世紀初頭においてワラキア人口は500,000人、モルダヴィア人口は400,000人と推計されているが、以上の人口変動の結果、まずワラキア人口は16世紀中葉で

300,000－350,000人、同世紀末で150,000－180,000人へと激減し、他方のモルダヴィアではさらに深刻な人口危機が発生したものと推定されている。<sup>(41)</sup>かくしてルーマニア領内の農業生産及び公国財政の財政基盤は極度に攪乱されることになった。

今一つ、オスマン支配の弊害として公国君主の貨幣鑄造権が制限されたことを指摘しておこう。本来ワラキアではヴラディ斯拉ヴ1世治世の1365年以降、ドゥカート ducat・デニール denier・バーニ bani 以上三種の銀貨が、またモルダヴィアではペトル1世 Petru I (在位：1375－91年) 治世の1377年以降、グロッシェン groschen 及び半グロッシェン polgroschen 銀貨が、それぞれ鑄造されてきた。その際両国の通貨政策はそれぞれの通商活動に対応してハンガリー・ポーランドの貨幣制度と密接な連関を持っていたと言われる。しかしオスマン支配の開始に伴い両国はそれぞれ1477年、1527年に固有通貨の鑄造・流通を停止し、かつ1566年にはオスマン政府の許可なき独自の対外面替相場の設定を禁止され、かくして両国の通貨制度はオスマン本国のそれに接続されることになった。公国君主はオスマン政府の通貨統制に反発しつつ不定期的に独自の通貨発行を試みているが、以後基本的にルーマニア領内ではオスマン帝国の鑄造するアクチェ銀貨 akce (欧名：アスプル銀貨 asper) が広汎に流通する。この結果ルーマニア国内の商品価格は16世紀後半におけるオスマン通貨価値の変動に強く規定されることになった。<sup>(42)</sup>

## ② 貢納制度の特質

次に以上の国内自治の代償として要求された貢納義務の実態について確認しよう。ルーマニア両国がオスマン政府に納入した各種貢租は主に以下のものから構成されている。

第一は年間貢納金 tribute であり、これは一般に歴代イスラム王朝が被支配異教徒に対して宗教の自由を認める代価として要求したハラージュに相当する。ルーマニアにおける貢納義務の発生は最終的な臣従関係の成立に先行しており、ワラキアではミルチャ老公治世の1417年より、モルダヴィアではペトル・アロン Petru Aron (在位：1451－52, 54－57年) 治世の1456年より、それぞれ納入を開始している。<sup>(43)</sup>送金は当初において必ずしも恒常的ではなかったが、ワラキアでは1462年より、またモルダヴィアでは1538年より、それぞれ毎年化した。表3はさしあたり判明する年度の金額を整理したものであるが、15世紀にはほぼ3,000ドゥカートを前後する数値を維持しており、表4に示す他のヨーロッパ諸国が納付した貢納金額と対比した場合、ルーマニア両国の負担は比較的軽微だったと言える。しかし続く16世紀において貢納年額は上昇傾向にある。その要因としてはまずスレイマン1世のハンガリー進出によるバルカン支配体制の強化とその際のオスマン軍事経費の調達を指摘するが、より留意すべきはオスマン政府の通貨改革による影響である。すなわち、表3の示す如くルーマニア両国の貢納支払は当初専らオスマン通貨のアスプル銀貨をもって実施されていたのであるが、1584－86年のムラト3世によるアスプル通貨切下(含有銀量の43%削減)の結果、表5の如くオスマン・スルタニ金貨 sultani 及びこれと等価のベネツィア・ドゥカート金貨 ducat に対するアスプル銀貨の比価は60から120へと半減しており、したがってドゥカート単位で表記された貢納金額をアスプル銀貨で換算し直せば一層大幅な負担年額の上昇を確認できる。<sup>(44)</sup>加えて1590年代にはアナトリアでのジェラーリー反乱(1596－1610年)とバルカンでの十五年戦争によりオスマン帝国財政は逼迫し、ルーマニアの貢納負担も頂点に達した。ミハイ勇敢公の反乱を経て続く17世紀には貢納年額の水準が一時下落しているが、しかし一方での公国君主権力の後退と他方での対境戦争経費の増大、加えて表5に示す如き世紀中葉以降の銀貨低落と通貨悪鑄によるアスプル銀貨のさらなる半減、以上の結果17世紀後半には再び増大傾向にある。なお両国のうちワラキアが一貫してモルダヴィアの二倍ないしそれ以上の年額を貢納しているが、これは両国の経済格差を反映するものと思われる。<sup>(45)</sup>

表3：ルーマニア両国の貢納年額

## ① モルダヴィア

年度	年 額				通貨内訳 (%)			
	ドゥカート	アスプル	アスプル	スルダニ	ドゥカート	グルテン	ターレル	シャヒー
1456	2,000	—	—	—	—	—	—	—
1465	3,000	—	—	—	—	—	—	—
1481	6,000	—	—	—	—	—	—	—
1501	4,000	—	—	—	—	—	—	—
1503	10,000	—	—	—	—	—	—	—
1514	8,000	—	—	—	—	—	—	—
1541	12,000	—	—	—	—	—	—	—
1542	—	825,000	100.00	0	0	0	0	0
1551	17,000	—	—	—	—	—	—	—
1552	30,000	—	—	—	—	—	—	—
-61	—	—	—	—	—	—	—	—
1564	—	1,681,000	8.27	8.45	3.03	11.91	67.29	0
1565	—	1,710,000	56.78	12.76	6.01	0.05	23.60	0
1568	35,000	1,771,750	58.58	9.22	2.30	29.57	0	0
1569	35,000	2,360,000	61.15	25.12	5.00	7.24	0	0
1571	35,000	2,360,000	75.29	12.77	3.83	0	7.34	0
1574	—	2,948,791	80.06	7.20	1.62	11.00	0	0
1575	—	2,586,000	65.80	22.81	3.19	0	7.73	0
1588	—	3,150,002	0	0	0	0	63.47	36.30
1593	65,000	—	—	—	—	—	—	—
1620	38,000	—	—	—	—	—	—	—
1634	25,000	—	—	—	—	—	—	—
-53	—	—	—	—	—	—	—	—
1685	26,000	—	—	—	—	—	—	—
-93	—	—	—	—	—	—	—	—

## ② ワラキア

年度	年 額			通貨内訳 (%)	
	ドゥカート	アスプル	アスプル	シャヒー	
1417	3,000	—	—	—	—
1503	8,000	—	—	—	—
1505	12,000	—	—	—	—
1521	24,000	—	—	—	—
1538	16,000	—	—	—	—
1541	12,000	1,100,000	100.00	0	—
1542	24,000	—	—	—	—
1545	50,000	—	—	—	—
-59	—	—	—	—	—
1563	—	3,000,000	100.00	0	—
1565	—	3,073,400	100.00	0	—
1567	65,000	—	—	—	—
1568	—	5,700,000	98.53	0	—
1569	—	6,000,000	98.32	0	—
1577	60,000	—	—	—	—
1582	95,000	—	—	—	—
1584	125,000	—	—	—	—
-85	—	—	—	—	—
1588	—	7,908,880	0.05	93.76	—
1592	155,000	—	—	—	—
-93	—	—	—	—	—
1601	32,000	—	—	—	—
1632	130,000	—	—	—	—
1688	92,000	—	—	—	—

〔典拠〕ドゥカート値は、H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 178; P. Sugar, *Southeastern Europe under Ottoman Rule, 1354—1804*, Seattle, 1977, p.122; V. Georgescu, *op. cit.*, p. 52. アスプル値及び通貨内訳は、M. Maxim, *Cônsidérations sur la circulation monétaire dans l'empire ottoman et les pays roumains*, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 13, 1975, pp. 409-410.

第二は所謂「返礼金」gift (ペシュカシュ pescheshurile) である。これは公国君主がその就任に際してスルタンの任命を受ける代償として納付するものであるが、当初はオスマン政府への従属を象徴する儀礼的性格が強く、負担金額も軽微であった。しかし次第にこの返礼金はむしろその納入を条件に公位を獲得する手段として利用され、モルダヴィア君主ペトル・ラレシュ(再任：1541—46年)は100,000ドゥカートの支払をもって公位を買収している。同じくワラキア君主ミフネア・トゥルチトゥル Mihnea Turcitul (在位：1577—83年)及び次代ペトル・チェルチュル Petru Cercel (在位：

表4：キリスト教国のオスマン帝国向け貢納年額

対象国	期 間	年額(ドゥカート)
ビザンツ帝国	1379—1402年	15,000
セルビア	1386年—	40,000—50,000
ダブロブニク	1433年—	12,500
キオス Chios	1413年—	12,000
キプロス	1516年—	8,000
ヴェネツィア	1479—1481年	10,000
神聖ローマ帝国	1547—1606年	30,000

〔典拠〕H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300-1914*, Cambridge, 1994, p. 67.

1583-85年)はそれぞれその即位にあたり1,000,000ドゥカートをオスマン政府に提供している。両国それぞれの平均年額は1581-90年において上記の正規貢納を上回る650,000ドゥカートに達したのみならず、頻繁な君主交代に伴い事実上の恒常的租税と化していた。さらに17世紀中葉においてオスマン政府が公位を直接指名するムカレル制度が開始されるに伴い、公国君主は単にその着任時のみならず年度交代の度に公位維持の代価として一定の返礼金(「小ムカレル」small mucaer)を納入することとなり、かつ統治が3年以上に及ぶ場合には長期在位の慶賀として一層高価の返礼金(「大ムカレル」great mucaer)を送付することが義務付けられた。<sup>(46)</sup>

第三は必要物資、とりわけ穀物・家畜の無償提供である。これに関する具体的情報は少ないが、P・F・シュガーによれば17世紀中葉においてワラキアは42,000ポンドの蜂蜜、25,000ポンドの穀物、モルダヴィアはそれぞれ28,000ポンドの蜂蜜・穀物、600頭分の牛皮、600ウェイト weightsの獣脂、500-600着のガレー船奴隷用衣服、2,800-3,000ポンドの軍需工場職人向け穀物、以上を毎年供出したと言われる。これら平時の首都向け食糧・原料提供に加え、戦時にはルーマニア領内の軍事要塞に駐留するオスマン軍隊への兵糧供出がやはり無償で要求された。<sup>(47)</sup>

前節にて確認した如くルーマニア両国はかつてその財政基盤を中継貿易に伴う莫大な関税収入に置き、ワラキアの場合、15世紀末におけるオスマン向け貢納総額はワラキア海外貿易総額の5%を占めるにすぎなかった。しかしオスマン支配に伴う各種貢納義務の結果、まず16世紀前半には貢租納入と海外貿易との年額が拮抗し、続く世紀後半にはむしろ貢納年額が貿易総額を3倍も超過している。<sup>(48)</sup>また公国財政に占める各種貢納負担の比重を見れば、17世紀初頭には両国財政歳入600,000-800,000ドゥカートのうちその三分の二がオスマン政府に納入され、またワラキアの場合、18世紀初頭の1709年には公国財政歳入649,000ターレルのうち514,000ターレルが、続く1710年には547,000ターレルのうち430,000ターレル(≒180,000-220,000ドゥカート)が、すなわち年度予算の実に80%が、何らかの形態でオスマン帝国に移送されたと言われる。<sup>(49)</sup>かくしてルーマニア両国はオスマン政府への貢納義務に伴い恒常的な財政危機に直面することになった。

かかる財政危機に対して16世紀の歴代君主は、対外的にはミハイ勇敢公の反乱に象徴される如き武力抵抗に訴えつつ、国内的には一連の徴税機構改革に着手している。まず公国領土は複数の徴税管区 tax countries (judeti de bir) に再編され、徴税管区レベルでは巨大ボイエールが、また村落レベルでは中小ボイエールが、それぞれ中核をなす重層的な徴税請負制が構築された。また旧来の現物租税は金納租税に漸次転換し、その際三年毎の財務調査により担税能力に比例した税額負担が志向されつつも、税率は恒常的に引き上げられ、かつ頻繁な臨時課税が実施されている。<sup>(50)</sup>かくして公

表5：アクチエ相場の動向

年度	重量 (g)	対ドゥカート 相場	金銀比価
1451	1.01	40-41	10.4
1460	0.96	42-43	10.3
1470	0.93	44	10.4
1475	0.77	45	8.8
1481	0.75	46	9.0
1491	0.73	52	9.6
1500	0.73	54	10.0
1512	0.73	55	10.2
1526	0.73	59	10.9
1532	0.73	60	11.2
1540	0.73	60	11.2
1550	0.73	60	11.2
1566	0.68	65-70	11.8
1584	0.68	65-70	11.8
1586	0.38	120	11.7
1596	-	220-230	-
1600	0.32	125	10.3
1612	0.32	125	10.3
1618	0.31	150	11.8
1621	0.31	150	-
1634	-	250	-
1641	0.31	140	14.7
1659	0.26	210	14.1
1669	0.23	270	16.0

〔典拠〕 H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *op. cit.*, pp. 954-955, 963; S. Pamuk, *A Monetary History of the Ottoman Empire*, Cambridge, 1999, pp. 46, 63, 136.

国財政の基盤は、中継貿易への関税課税から共同体農民への直接課税へと完全に移行したのである。

ただしポイエール階級の成長に伴い公国君主の税制改革が一定の制約を受けたこともまた確かである。まず公国君主は旧来のポイエールを媒介とした間接的徴税方式から、国庫官吏による効率的な直接徴税への転換を志向したのであるが、ポイエールの激しい抵抗により挫折している。また17世紀には公国君主の実施する課税政策が全国議会によって度々制約され、モルダヴィアの場合、1632年におけるアレクサンドル・イリアシュ Alexandru Iliash（在位：1631－33年）の教会課税、1636年におけるヴァシレ・ルプ Vasile Lupu（在位：1634－53年）の課税強化、以上はいずれも全国議会の承認により実現している。逆にコンスタンティン・ドゥカ Constantin Duca（在位：1693－95、1700－03年）の再任期である1700年には、同公の初任期に導入された食肉課税が議会の要求により廃止された。さらにギョルゲ・シュテファン Georghe Stefan（在位：1653－58年）治世の1657年には全国議会がオスマン政府の要求した500,000ピアストルの貢納を拒否する事態も発生している。しかしながら全国議会がほかならぬオスマン政府の支持を前提として成長した事実を想起する場合、オスマン政府への貢納拒否の現実的効果は多分に制約されたものであったと推察される。<sup>(61)</sup>

以上の如き公国君主の国内自治を前提にしたオスマン帝国の貢納徴収、及びポイエールを媒介とした公国君主の農村課税、かかる二重の意味で間接的な収奪機構は、まさに先行遊牧民族の遺した貢租徴収体系を継承するものだったと言えよう。

## （2）オスマン帝国経済とルーマニア海外貿易

次にオスマン帝国の通商政策に伴うルーマニア海外貿易の再編について検討しよう。

### ① オスマン食糧供給政策と黒海穀物貿易

三大陸にまたがる広域領土と多数の被支配異民族を内包するオスマン帝国にとって国内反乱の防止と統治体制の維持には食糧の安定供給が至上課題であった。とりわけオスマン帝国の首都コンスタンチノーブルの人口は、陥落時の1453年にはわずか40,000人程度であったと推計されているが、歴代スルタンの入植政策により急速な増大を示し、16世紀初頭には400,000人、16世紀末には500,000人、さらに17世紀には近郊地域を含めほぼ600,000－750,000人に達したものと推定されている。かくして同市は帝国領内都市人口全体の三分の二を吸収する当時世界有数の巨大都市に成長したが、その政治拠点としての性格から非生産的人口（官僚・軍隊）が一定の割合を占め、日用必要物資の大半は市外に依存しなければならなかった。<sup>(62)</sup>しかもオスマン帝国の穀物生産は当初における発達にもかかわらず、粗放農業に伴う地力維持の限界と地中海貿易に伴う換金作物生産の選好により、16世紀には停滞傾向にあった。<sup>(63)</sup>かくしてコンスタンチノーブルの莫大な食糧需要の充足が歴代トルコ政府の課題となり、16世紀後半において一連の通商規制政策が展開される。<sup>(64)</sup>

第一は穀物輸出の規制である。トルコは1548年のイタリア「小麦危機」*crise de blé*の際に大量の穀物を供給して「オスマン小麦ブーム」*Ottoman Wheat Boom*（1548－64年）を現出しているが、この結果1560－80年代には逆にトルコ国内において深刻な穀物不足と穀物価格の高騰が発生した。<sup>(65)</sup>ここにトルコ政府は1550年代以降、国内食糧供給を目的とした本格的な輸出規制を開始する。まず1551年には黒海西岸ヴァルナ Varna の小麦輸出が規制され、また1555年には史上初めて穀物輸出が公式に禁止され、続く1560年に再び禁輸措置が採られた。さらに1570－72年にはキプロス戦争・レパント海戦に伴い敵国向け輸出が禁止されている。これら穀物禁輸規定は当初の臨時的措置から次第に恒常的性格へと変化し、1574年には帝国域内の穀物取引さえもが政府認可・監督の対象とされるに至った。同時に密輸取引の取り締まりが強化され、1570－1610年代に各種の規制勅令が



発布された。<sup>(56)</sup>かかる穀物取引の制限はヨーロッパ各国との通商特権においても漸次確認されている。当初フランスが獲得した1569年のカピチュレーションでは穀物取引に関する規定が存在せず、また続く1597年のカピチュレーションでは穀物輸出がむしろ許可されていた。しかし1604年のカピチュレーションでは旧来制限されてきた皮革・蠟(ロウ)・原綿・綿糸の取引が許可された一方、ここに列挙されない禁輸品目の取引許可は保留されている。この規定は後の各国カピチュレーションにおける禁輸規定の原型となり、以後原則として各種食糧は軍需物資・貨幣とともにヨーロッパ向け輸出を制限されることとなった。<sup>(57)</sup>

ただしオスマン政府の穀物輸出規制は以下の事情から必ずしも絶対的なものであったわけではない。第一は密輸慣行の存在である。オスマン穀物の輸出制限は、帝国領内の穀物価格を一定水準に保つ一方、フランス南部・イタリアの穀物不足と穀価騰貴を引き起こし、1580-1610年代にはオスマン穀価水準を大幅に上回った。かかる状況において穀物の自由取引を選好するオスマン商人はバルカン西部アドリア海沿岸において大量の不正穀物輸出を展開したとされる。第二は貨幣輸出の規制に伴う商品輸出の必要である。ボスニアの銀山は既に16世紀末には枯渇状態にあり、1584年以降オスマン政府は銀の海外流出を禁止している。この結果ヨーロッパ工業製品の輸入に対する決済手段として貴金属を輸出することは制限され、以後トルコがヨーロッパ工業製品の輸入を維持してゆくには何らかの商品輸出を行うことが不可欠となった。かくしてオスマン政府はバルカン西部=東地中海沿岸地帯においてヨーロッパ向け穀物・原料(原綿・生糸)輸出への規制を緩和している。かかるバルカン西岸地帯における違法的・合法的穀物輸出の展開に伴い、オスマン政府は自ずと食糧供給地帯をバルカン東岸=黒海沿岸地帯へと移行させることになった。<sup>(58)</sup>

そこで第二に黒海における貿易活動の規制が重要となる。もともとトルコ政府はイタリア商人の黒海通商を奨励し、ヴェネツィアへの1454・79・82・1513年カピチュレーションでは黒海航行が承認されていた。しかし16世紀中葉の穀物危機に伴い、最大の穀倉地帯をなす黒海沿岸との通商活動は漸次規制され、ヴェネツィアは1540年のカピチュレーションのもと旧来の黒海通商特権を解消された。かくして1592年以降ほぼ2世紀にわたって外国商人の黒海貿易活動は禁止され、都市国家ダブロブニク(ラグサ)の商人のみがブルガリア港湾を北限として黒海通商を認可された。<sup>(59)</sup>これ対してヨーロッパ商人による黒海貿易開放の要求がなかったわけではない。まずイギリスの「レヴァント会社」は、商敵「ロシア会社」に対抗するべき黒海北岸・ロシア南部との通商関係、及び「東インド会社」に対抗するべき黒海南岸トラブゾン経由のペルシア生糸貿易、以上を実現するべく設立当初より繰り返し黒海通商の認可を申請している。この結果1606年に同社は黒海通商を承認されたのであるが、しかしその条件として商品取引のコンスタンチノーブルでの実施と黒海輸送のトルコ商船への委託とを強制されている。続く1609年にはイギリス商船「ロイヤル・ディフェンス号」Royal Defenceが黒海航行を認可されているが、トラブゾンにおけるイギリス商館の設立計画が発覚するに伴い特権は撤回された。またフランスは1673年にコルベールが黒海貿易の参入を企図したが、拒否され、同じくオランダは1680年に一時黒海での通商利権を獲得したものの、現実には行使されず、かつ1683年の土土戦争に伴い廃止されている。以上のほかにも各国は賄賂や艦隊示威行動を通じて利権獲得を試みたが、いずれも失敗した。かくして黒海は世界市場から隔離され、オスマン帝国の独占的食糧供給市場として機能する「オスマン帝国の湖」Ottoman Lakeとなったのである。<sup>(60)</sup>

第三は以上の如きヨーロッパ商人への規制措置に連動した、オスマン国内商人への特権付与である。ヨーロッパ商人はカピチュレーションのもと、主要港湾においてオスマン国内商人を媒介とした輸出・輸入取引こそ承認されたものの、内陸市場における自らの直接売買は禁止され、国内通商

は全て現地商人により展開された。<sup>61)</sup>その際純粋な域内通商はイスラム教徒オスマン商人により展開されたものの、外界・異教徒との接触を意味する海外貿易の仲介については宗教教義上・言語能力上の理由から異教徒少数民族商人が重要な役割を果たしている。特に陸路ペルシア貿易についてはアルメニア商人が、また海路東地中海・黒海通商については東方教会コンスタンチノーブル大司教の置かれたファナル Phanar 地区居住のギリシア商人 Orthodox Merchant（所謂「ファナリオト」Phanariot）が、それぞれ基軸的地位を占めた。<sup>62)</sup>なかでもこのギリシア商人は親族一門をヨーロッパ主要商業都市に常駐させ、仲介業者を排除するとともに商況に関する緊密な情報交換を維持して巨富を蓄積し、また関税徴収業務の請負による恣意的課税によって外国商人の通商活動を阻害した。<sup>63)</sup>同時にオスマン政府は1586年以降、特定商品の輸入をその取引を承認された特権商人にのみ許可し、この結果まず穀物についてはコンスタンチノーブルの穀物取引所（カパン kapan）に登録した穀物商人によって、また羊肉については同市の司法官吏（カーディ kadi）より取引許可を発給された羊肉商人（ゼレプ celep）によって、当該商品の取引が独占されることになった。<sup>64)</sup>

第四は主要産品の運送経費及び店頭小売価格における最高価格制度（「ナルフ制度」narh system）の導入である。周知の如く16世紀後半のオスマン帝国では、客観的には国内人口の増大と食糧需要の上昇、政策的には軍事経費の上昇と一連の貨幣悪弊＝通貨切下、国際的には新大陸産銀の流入と貨幣価値の下落（「価格革命」）、以上の結果食料価格は上昇傾向にあった。<sup>65)</sup>ナルフ制度の趣旨はかかる物価上昇のなかで食料価格の騰貴を回避し、かつ上記特権商人による独占価格の設定を阻止することにある。公定価格はコンスタンチノーブルの司法官吏がギルド代表と折衝した上で作成し、かつ市場監督官（ムフテスィブ muhtesib）が市内を巡回してその遵守を徹底した。公定価格の品目一覧は当該商品の需給関係及び物価動向に応じて適宜変更されたが、オスマン史上1585－1640年において最も頻繁な改定が実施されている。<sup>66)</sup>

以上の一連の食糧供給政策を背景として、以下の如き域内通商体系が構築された。まずコンスタンチノーブル城内・近郊では、輸送期間の節減を必要とする生鮮食品（果実・野菜）を生産・供給する典型的な近郊農業が発達している。ただし首都直近の隣接地帯の供給のみではなお首都需要に対応できなかったため、その周辺に位置するマルマラ海沿岸地帯・エーゲ沿岸地帯において同様の菜園経営が展開されている。すなわち、エドレミト Edremit・アイヴァリク Ayvalik ではオリーブ油、ウシュクダル Uskudar ではブドウ、やや内陸のアイドゥンでは比較的長期の保存に耐えうるレーズンが、それぞれ生産されている。また首都住民向け燃料用木材、及び海軍工廠向け船舶用木材については、その重量故に長距離輸送を不適とするため、アナトリア北西地帯がその供給地帯として位置付けられた。さらにその外縁に穀物供給地帯が配置される。穀物もまたその重量から海上交通に適合した地帯に発達しており、恒常的な主要供給地帯としてはダブロジア＝ドン河間ステップ地帯のキリア・アッケルマン・アゾフ・カフファ、ドナウ河沿岸のブライラ Braila・イサカ Isaccea・コンスタンツァ Constanta、ブルガリア沿岸のブルガス Burgaz、テッサリア平原のヴォロス Volos、マルマラ海西岸のダミエッタ Damietta、エジプトのアレクサンドリアが、また緊急時の副次的な供給地帯としてマルマラ海東岸・アナトリア北岸及び南岸（トラブゾン・フォカラ Foclar・スミルナ）・エーゲ海沿岸が、それぞれ位置付けられた。このうち最大の比重を占めたのは黒海沿岸地域（西岸：バルカン諸国、北岸：クリム・キプチャク汗国、東岸：サーカシア・グルジア、南岸：トレビゾンド）であり、17世紀初頭には毎年17,000トンの穀物が供給された。ただし黒海地域は船舶航行に最適な時期が8月中旬から9月下旬までのわずか6週間に限られ、かつ冬期にはほぼ全ての航海が停止されるという弱点を有していた。これに対して東地中海域は気象条件の制約を受けず、特にエジブ

トは古来ローマ・ビザンツ帝国の時代よりその肥沃な国土と東西貿易の中継を背景に大量の穀物供給・貨幣貢納を行い、黒海地域を補完するオスマン帝国の「宝庫」として機能している。<sup>(67)</sup>なお商品自らが移動能力をもつ家畜・羊肉については交通の利便において劣るバルカン・アナトリアの内陸地帯がその供給源泉をなしており、特にコンスタンチノーブルで需要の高い羊肉についてはワラキア・ブルガリア・トラキアが主要供給地帯として、またアナトリアがその補完市場として、編成された。<sup>(68)</sup>

かくして首都コンスタンチノーブルを中核地帯とし、その同心円上に黒海沿岸及び東地中海沿岸が周辺地域として配置されるという、あたかもチューネンの「孤立国」を想起させるが如き必要物資の供給体制が形成され、換言すればここにヨーロッパ世界経済から一定程度自律的な独自のオスマン「帝国経済」Imperial Economyが編成されたのである。<sup>(69)</sup>

## ② ルーマニア海外貿易の再編

オスマン帝国経済の形成に伴いルーマニアの貿易構造は大幅に再編されることになる。

ルーマニアにおける食料調達を目的とした本格的な通商規制はスレイマン1世時代に開始され、<sup>(70)</sup>同帝はまず1538年のモルダヴィア入城の際に穀物・食肉の定期公価供給を義務付け、また1545年勅令ではワラキア君主ラドゥ・パイシエ及び次代ミルチャ牧童公Mircea Ciobanul（在位：1545—52, 53—54年）に対して特に羊肉供給を要求した。具体的な供給方法としては、①公国君主自身の負担による供給、②牧畜農民によるオスマン市場向け直接輸出、③オスマン帝国派遣特権商人による買付、以上三種の形態が規定されている。また小麦危機が進行する同帝治世末期の1558—60年には一連の勅令が發布されており、これによりルーマニア両国は毎年80,000—100,000キラkileの穀物を6—10アクチュ／キラで売却するよう指示された。さらに1566年勅令はモルダヴィア君主アレクサンドル・ラプシュネアヌAlexandru Lapusneanu（在位：1552—61, 64—68年）に対して年間それぞれ100,000キラの小麦・大麦及び12,000頭の雄牛の供給を強制している。続くセリム2世は即位直後の1566年にモルダヴィアのポーランド向け家畜輸出を禁止してルーマニアの穀物・家畜貿易をほぼ独占し、特に1571年のレパント海戦敗北に伴いエジプト穀物の供給が遮断された際には「モルダヴィアは帝都最大の食糧供給源泉である」との認識を表明している。ムラト3世治世には1574年のモルダヴィア反乱に伴う農地荒廃、及び1578—90年のトルコ＝ペルシア戦争に伴う兵糧増大により食料価格が上昇するなか、ルーマニア両国はそれぞれ年間300,000頭を超える羊を供給して首都における食肉消費の七分の一を賄い、また穀物についても1585—88年において毎年大量の小麦輸出を行っている。最終的にオスマン政府はルーマニア両国からの食糧調達を統制するべく、特にワラキアの9地区・モルダヴィアの3地区を抽出して「食糧供給地区」zone d'approvisionnementに指定している。<sup>(71)</sup>なおメフメット3世治世にはミハイ勇敢公の反乱に伴いルーマニア両国からの穀物供給が急落したが、この結果コンスタンチノーブルのパン価格は急激に上昇して未曾有の食糧危機が発生している。<sup>(72)</sup>かくしてルーマニアはオスマン帝国の食糧調達政策において首都コンスタンチノーブルの「穀倉」grenier (kiler)・「パンかご」Breadbasketsと称される極めて重要な地位を占め、16世紀末までにルーマニアの主要輸出市場はヨーロッパ諸国からオスマン帝国へと移行した。換言すればかつて中継貿易の拠点として繁栄してきたルーマニア両国はいまやトルコ本土向け穀物供給地帯としてオスマン帝国経済に編入され、イギリスを中核とするヨーロッパ世界経済からは隔離されたのである。

以上のオスマン帝国によるルーマニア産品輸入の大半は、黒海沿岸における穀物・家畜取引の独占を承認された特権ギリシア商人により仲介された。しかも1579年以降、上記ナルフ制度がルーマ

ニア商品の取引にも適用され、したがってギリシア商人はルーマニア穀物・家畜の買付をオスマン政府の設定する公定価格で実施した。<sup>(73)</sup>その際、前述の如くルーマニア両国の通貨制度がオスマン本国のそれにリンクされ、したがって16世紀後半におけるアクチェ銀貨の減価に連動してルーマニア商品価格が上昇した結果、オスマン政府の設定する公定価格は常に当該商品の市場価格を下回ることになった。<sup>(74)</sup>かかる当該商品の市場相場を無視した定額買付は、一方ではコンスタンチノーブルにおける物価騰貴を抑制して食料価格の安定に寄与したものの、他方ではルーマニア農民の生産意欲を大幅に阻害するとともに、より高価な売却が期待される東欧諸国向け密輸を促進することになった。<sup>(75)</sup>かくしてルーマニア両国は、一方ではオスマン帝国の食糧供給地帯に編入されながらも、他方では旧来の中継貿易を継承する独自の海外通商を志向することになる。

まず対英貿易の動向を確認すれば、周知の如くエリザベス1世は各種特権貿易会社による重商主義政策を推進し、東地中海域ではレヴァント会社の活動を支援したが、その一環としてルーマニア諸国との通商活動も志向している。まず「イーストランド会社」Eastland Companyがバルト海・ダンツィヒ経由でドイツ・ポーランド商人を媒介とした陸上貿易を展開する一方、レヴァント会社は海峡・黒海方面からの直接取引を志向し、1580年代にはJ・ニューベリーNewberie、H・アウステルAustellはじめ複数のイギリス商人がモルダヴィアを訪問している。1588年には初代駐土大使W・ハルボーンHarebone（在任：1582－88年）がモルダヴィア君主ペトレチンバ公と通商条約を締結し、イギリス商人は3%低率関税の納入を条件にモルダヴィア領内における自由な商品取引を保証された。<sup>(76)</sup>以後イギリスはモルダヴィアに対して並質の繊維製品・鉱石（錫・鉛）・植民地産品（香料・砂糖）を輸出し、他方モルダヴィアより木材・家畜・獣皮・油脂、就中オーク材を原料とする良質の灰汁（苛性ソーダpotash）を石鹼生産・リネン漂白・ガラス製造・染色向け工業原料として輸入している。イギリス政府も輸入関税の軽減によってその取引を奨励した。しかしイギリス商人はルーマニア両国における穀物・軍馬の取引を宗主国トルコ軍隊向け供給を理由に禁止され、またレヴァント会社は黒海航行の禁止・内陸通商の規制のもと現地ギリシア商人を媒介に活動せざるを得なかった。他方イーストランド会社はバルト海・ポーランド経由で直接取引を展開したものの、1590年代の十五年戦争に伴い通商経路を攪乱され、最終的に上記1588年の通商特権も更新されずに死文化している。<sup>(77)</sup>

続く17世紀においてイギリスのレヴァント貿易は市民革命の勃発に伴い一時停滞するが、スチュアート復古王政期には活動が再開され、ルーマニア通商の開拓も試みられる。<sup>(78)</sup>まずスコットランド出身のP・シムソンSimsonはバルト海・ポーランド経由でモルダヴィア通商に参入し、現地に定住して苛性カリの加工生産・海外輸出に従事している。しかし17世紀後半におけるポーランド国際紛争の頻発と中継貿易の衰退、またバルト海貿易におけるイーストランド会社との競争とドナウ河・黒海通商におけるギリシア商人の優位により、その活動は大幅に阻害された。<sup>(79)</sup>他方ワラキアは中欧＝バルカン・トルコ通商の要衝に位置するとともに、17世紀後半の一連の塙土戦争から免れたために政情も安定しており、レヴァント会社は新たな中欧貿易ルートとしてその地位に注目した。ワラキア関税記録によれば17世紀後半にイギリス繊維製品（幅広布地「アングリ」Anglie）・金属製品・染料・植民地産品が輸入され、油脂・獣皮が輸出されたことを確認できる。<sup>(80)</sup>最後にトランシルヴァニアでは、レヴァント会社がポーランド・ルートの遮断に伴うモルダヴィア貿易の後退を背景に当地との通商関係を志向し、駐土イギリス大使の保護するアルメニア商人と提携しつつ、黒海・ドナウ河経由でイギリス繊維製品・植民地産品の輸出を展開した。<sup>(81)</sup>

他方、東欧諸国は軍隊・官僚機構の財政基盤を確立するべき官房主義Kameralismsの一環として

ルーマニア市場への進出を志向している。既に1656年にはロシア皇帝アレクセイ・ミハイロヴィッチ Aleksei Mikhailovichがモルダヴィア通商を保護したことが知られているが、<sup>(82)</sup>より注目すべきはレオポルト1世治期オーストリアのトランシルヴァニア進出である。初期官房学派の官僚J・J・ベッヒャー Becher (1635-82年)は一次産品の豊富な供給能力をもつハンガリー・ルーマニア方面への進出に関心を示し、コルベールの保護関税・産業育成政策と英蘭の植民地支配・一次産品調達を念頭に置きつつ、1667年には「オリエント貿易会社」Wiener orientalische Handelskampagneを、また1672年にはリンツLinzに4,000人の労働者を雇用する官営繊維工場を設立した。しかし前者はトルコ通商規制に伴うギリシア商人の貿易独占のもとワラキア通商に直接関与できず、最終的に1683年には解散されている。<sup>(83)</sup>他方で同年のウィーン包囲撃退は本格的なルーマニア進出の契機となっている。まず1699年、イタリア出身のオーストリア官房主義官僚L・F・マルシグリ Marsigliはその通商活動の経験をもとに、トランシルヴァニアがドナウ河・黒海を媒介としてハンガリー＝ルーマニアのみならず中欧＝トルコ・ペルシアを中継する位置にあること、オーストリア政府はドナウ河川貿易の振興によって西欧諸国のレヴァント海上貿易に対抗しうること、を主張した。また1702年N・ベツレン Bethlenはイタリア商人G・M・ヴェチェリ Vecelli及びアルメニア商人Z・セジヴィクス Sedgevicと協力しつつ、オランダ東インド会社を模範とする「トランシルヴァニア貿易会社」Company of Transylvanian Trade設立を計画した。だがオーストリア政府は計画に一定の関心を示しつつも十分な援助を与えず、いずれも最終的には頓挫する。その背景として、当該地域は特にシビウ・ブラショヴを拠点とする特権ギリシア商人、及びイギリス大使の保護を受けるアルメニア商人(A・ヴァウリード Vaulied, J・C・ハッツィ Hazzi, J・I・アレクシ Alexi)の勢力下にある一方、ハンガリー・トランシルヴァニアでは依然ハプスブルク支配への農民反乱(「クルツ運動」)が頻発し、実務経験のないドイツ商人の参入は困難と思われたこと、むしろこれら既存のバルカン商人に特許料納入を条件として域内自由貿易を認可することで一層有効な通商活動の発展と財政収入の確保が期待されたこと、を指摘しうる。<sup>(84)</sup>

以上の如きイギリス・オーストリアによるルーマニア貿易の試みは、オスマン通商規制に伴いいずれも現地商人を媒介とせざるを得なかった点にその限界があるが、それでも18世紀以降におけるヨーロッパ商業資本の台頭とオスマン帝国経済の解体を準備したものとして注目しえよう。

### (3) ルーマニア農奴制の形成と限界

最後にオスマン支配に伴う政治・経済構造の再編を背景としたルーマニア農村社会の変容、すなわち村落共同体の解体と領主＝農民関係の形成について検討しよう。

#### ① 自由農民の両極分解と村落共同体の再編

前述した如くオスマン支配以前のルーマニア農村は自由農民の平等な土地共有を特質としていたが、次第に共同体内部において自由農民の両極分解と富裕農民の私有地形成が進行している。これは、内在的には単婚小家族による共有地持分・私有地の分割相続において自ずと発生した保有地面積の偏差に由来するが、オスマン支配体制が確立される16世紀以降においてはむしろオスマン政府への臣従関係に伴うルーマニア政治・経済構造の再編が特に重要な契機となっている。まずオスマン帝国の黒海貿易統制に伴いルーマニア海外貿易の基本構造が旧来の東西奢侈品の中継活動から国内一次産品(油脂・蜂蜜・灰汁・皮革・穀物)のトルコ向け・中欧市場向け輸出へと大幅に転換した結果、ルーマニア農村経済の基調は自家消費目的の自然経済から商品作物を生産する交換経済へと移行し、次第に輸出向け作物生産に特化して資本蓄積を行う富裕農民が登場した。富裕農民は商

品作物生産のため一層高度な生産手段と雇用労働を必要とし、「必要と手段とに応じた」共有地の用益という旧来の共同体慣行を背景に、牧草地における一層多数の家畜放牧、林野地における一層大量の木材伐採、耕作地における一層広汎な私的保有地の確保、を実現している。<sup>(85)</sup>他方オスマン帝国向け貢納義務の強化と中継貿易の攪乱に伴い、公国政府の財政基盤は旧来の関税収入から農民課税へと移行し、表6の如くワラキアでは16世紀を通じて農民当たり平均納税年額がドゥカート換算で3倍、国内の主要通貨であるアスプルに換算すれば、その減価に伴い7倍近い上昇を記録した。この結果、租税形態の貨幣納化のため市場に売却さるべき各種農業産品の総量も上昇し、家畜の場合で3倍、ただし穀物総量は7倍まで上昇し、ミハイ勇敢公の反乱により軍事経費が膨張する1590年代において農民の租税負担は例外的規模に達している。<sup>(86)</sup>その際公国君主への国税納入は、共同体成員相互における経済格差の発生にもかかわらず、旧来通り共同体の連帯責任を原則としていたから、次第に担税能力をもつ上層農民は担税能力の劣る下層農民の納税を立て替える現象が発生した。その際富裕農民は下層農民の納税義務を代行する代償として、後者の用益地に対する暫定的使用権を要求し、この結果、租税納付を延滞する下層農民は土地用益権を剥奪され、他方納税義務を代行した上層農民は当該農地に対する恒久的権利を確保することとなった。<sup>(87)</sup>

表6：ワラキア農民の平均納税年額（及びその相当現物・耕地面積）

年 度	納税総額		左記税額相当の現物総量			左記税額相当の穀物生産 に要する耕地面積（ヘクタール）
	ドゥカート	アスプル	羊	雄牛	馬	
1521 - 57	1.31	86	5.06	0.48	0.18	1.5
1558 - 66	3.32	212	—	2.12	0.11	4.3
1567 - 81	4.25	265	—	1.77	0.31	5.7
1582 - 84	5.01	301	—	—	0.37	7.2
1585 - 91	5.50	550	—	2.11	0.47	9.6
1592 - 94	7.37	946	21.02	2.36	1.05	27.2
1595 - 1600	3.37	577	—	1.55	0.30	11.0

〔典拠〕 D. Chirot, *Social Change in a Peripheral Society: The Creation of a Balkan Colony*, New York, 1976, p. 43.

H・H・スタールによればこの過程は次の段階を経て進行した。まず初期段階には個々の農民家計を単位とした両極分解が進行するが、村落会議において貧困農民が多数を占める限りにおいては、一定限度を超過する家畜放牧・木材採取・耕地占有は抑制され、ここに村民相互の平等主義が再確認されるとともに過度な私有地形成は制限される（「制限共有制」 limited joint ownership）。だが次第に有力な農民家系を単位とする土地分割が進行し、共通の祖先をもつとされる複数の有力な大家族 extended family = 巨大家族団体 large family units が共有地を分割することになる（「血縁共有制」 genealogical joint ownership）。当初その対象は一般囲込内部の農耕地に限定され、これ以外の共有地（林野地・放牧地）には依然従来の完全・制限共有制が適用されていたが、有力家系は次第にこれら林野・牧地についても相互分割を開始し（「総体共有制」 total joint ownership）、最終的にその各所に散在する私的保有地までもが分割の対象となる（「不均等共有制」 unequal joint ownership）。かかる過程を経て共有地の解体と私有地 private family strips の形成が完了する。かかる農村共同体は外見的には全長数キロメートルに及ぶ短冊状の地条が規則的に並ぶ様相を示すことになる。<sup>(88)</sup>

なお自由農民は、一方では私的土地所有権を獲得すると同時に、他方ではその代償として高度な

国税納入義務を負い、したがって納税義務の付着した土地を保有することは極めて負担の多いことであった。これに伴い自由農民の一部は過重な納税義務を回避するべく、納税義務が付着する土地所有権及び共同体成員権を売却し、後に再び自由身分のみを貨幣によって買い戻す傾向が発生している。かくして16世紀において土地無し自由農民 *landless free man, free peasant without land* (「クラカン」 *clacasi*) と呼ばれる特殊な農民範疇が広汎に発生している。<sup>(89)</sup>

## ② 聖俗巨大所領の形成と農奴制村落の成立

旧来ポイエールは村落共同体に対して原則的に租税徴収権のみを保持してきたが、上記の如き共同体的土地共有制度の弛緩を前提としつつ、かつ公国財政の逼迫に伴う農民課税の強化、及びオスマン向け食糧輸出の発展を背景として、次第に私的所領を形成することになる。先行研究の指摘するところによればポイエールによる私領形成にはほぼ二つの種類が存在する。

第一は既存の農村共同体内部におけるポイエールの土地所有権獲得とその拡大である。H・H・スタールによればこれはほぼ次の過程を経て進行した。当初ポイエールは自ら複合家族 *enlarged family, complex family* を組織しつつ村落に対して租税徴収活動を展開したが、16世紀において複合家族の規模が村落の納税能力を超過する水準まで拡大すると、一部の有力な巨大ポイエールはその権力を梃子に複数の村落へと支配領域を拡張、乃至徴収税額を強化して対応したのに対して、多くの中小ポイエールはむしろ自らが複数の単婚家族 *nuclear family, simple family* に分裂しつつ、それぞれ村落の一定部分を個々の農林家計を単位に支配するに至った。<sup>(90)</sup> またこの過程と平行して、旧来制限されてきたポイエールの所領相続権が強化されており、まず15世紀後半までに男系相続が、これ以降は男系嫡子が無い場合の女系相続が、それぞれ実現している。さらに16世紀前半において、遺族がない場合には共同体住民相互の「宣誓兄弟関係」・「兄弟一家」 *blood brother/ brotherhood* = 養子縁組 *fraternization* を通じてこれへの相続を認める法令が發布された。かくして以後ポイエールによる所領の譲渡・売買が一般化するとともに、この宣誓兄弟関係を通じてポイエールは共同体成員権 *citizenship right* を、したがってまた村落共有地に対する所有権を、獲得することになった。<sup>(91)</sup> ポイエールはかくして獲得した共同体員資格=土地所有権を基礎に、とりわけ担税能力の劣る下層農民の納税義務・負債を代行し、代価としてその保有地の買収を進めた。かくして村落内部に共同体成員の農民保有地と並んでポイエールの領主直営地 *réserve féodale (delnita boiereasca)* が形成され、特に1620年代にその拡大が確認されている。<sup>(92)</sup>

第二はポイエールによる新村の創出である。上記の如きポイエールによる貧困農民の土地買収は、これら下層農民が共同体成員として原則的に共有地の用益権を保持している限り、常に農民と土地とを不可分の一組として、換言すれば「土地付き農民」 *a serf with his strip*・「農民付き土地」 *the strip with its serf* の取引として、実施されねばならなかった。対してポイエールはより効率的な所領経営を実現するべく、共同体成員権を保持する農民よりもむしろ外部から流入する非共同体員を労働力として活用することを選好し、かかる意図から一連の国際紛争により遺棄された農村を一括して買収して上記の土地無し自由農民を入植させる傾向が発生している。かかる村落においては唯一ポイエールのみが共同体成員資格を持つ故に、ポイエールの独占的土地所有権 *a right of landowner* が確立された。このような共同体農民と共有地利用権との紐帯の切断は既存の農村共同体にも漸次適用され、ポイエールによる農地買収・集中は次第にその用益権を保持する農民の人格から分離して独立的に展開されることになった。<sup>(93)</sup>

なお教会もとりわけ世俗権力からの寄進を通じて私領形成に努め、その所領面積はルーマニア農地全体の五分の一から三分の一に達したと言われる。公国君主は教会所領に居住する農民から租税

を徴収してその税収を当該教会に供与していたが、次第に教会自身が徴税権の委譲を受けて領内農民を直接支配するに至っている。<sup>(94)</sup>教会のうちほぼ半分は公国領外（アトス・イェルサレム・シナイ・アレクサンドリア・アンティオキア）の本山に自身を寄進する寄進系修道院 dedicated monastery であり、この結果公国君主・トルコ政府の干渉を牽制する一方、いずれもオスマン帝国領内に位置する在外主教に毎年送金する義務を負った。<sup>(95)</sup>

かくして形成された私的所領では以下の如き農奴制が展開された。まずポイエールによる農民支配の根幹をなす土地緊縛については、16世紀における君主権力の後退とポイエール勢力の伸張を経て、前述ミハイ勇敢公治世1595年のアルバ・ユリア条約において農民の自由移動を制限する勅令が發布され（所謂「ミハイの緊縛」Bond of Mihael）、ここに農民の土地緊縛が確定した。<sup>(96)</sup>他方モルダヴィアにおいてもシュテファン・ラズヴァン Stefan Razvan（在位：1595年）による当該条約への署名により同様の土地緊縛規定が確認され、これは後のミロン・バルノフスキ Miron Barnovschi（在位：1626-29年）治世の1628年に全国議会により再認されている。<sup>(97)</sup>他方ポイエールによる余剰収奪の中核をなす封建地代の形態変化を見れば、15世紀までは労働地代と生産物地代との混成が主流であったが、16世紀を通じて労働地代が優位を占め、土地緊縛が確立される17世紀において賦役がほぼ支配的地代形態になったとされる。<sup>(98)</sup>その内容は農地における耕作から種播、刈り入れに至る生産行程全般のほか、畜産に伴う干し草の日干しと取り入れ、果樹園での開墾、植樹、垣根設置、及び製粉所での防水堰の建設と設営、製粉装置の製作・修理、さらに木材の伐採作業、各種作物の運搬業務、その他の多岐にわたった。またその総量については専ら「慣習に従って」comme le veut la coutume・「規定に従って」comme le veut la loi 適宜設定されるべきこととされ、地域の慣習や領主の需要に応じて無制限に長期の労働時間の設定が可能であった。<sup>(99)</sup>17世紀には公国君主自らが賦役義務の強化に寄与しており、ワラキアでは1668年にラドゥ・レオン Radu Leon（在位：1664-69年）が Cernatesti 村（Glavacioc 修道院領）の農民に対して賦役義務の遵守を指示し、また1677年にはギョルゲ・ドゥカ

Gheorghe Duca（在位：1673-78年）が Vadastrita・Potelu・Celei 各村（Bistrita 修道院領）の農民に対して労役義務違反の罰則強化を布告している。<sup>(100)</sup>

ところでこれらの聖俗所領は、一方においてかかる独自の農民支配を展開しながらも、政治的には旧来公国君主より承認されてきた免税特権を縮小する傾向にあった。すなわち表7の如く公国君主によるインムニテート付与はモルダヴィアでは既に15世紀後半より、またワラキアでは16世紀後半より、それぞれ停

表7：私的所領に対するインムニテート認可の動向

年 度	モルダヴィア			ワラキア		
	村落共同体	教会	ポイエール	村落共同体	教会	ポイエール
1450-59	1	8	0	0	3	7
1460-69	1	1	0	0	3	5
1470-79	0	2	0	0	5	5
1480-89	0	2	0	0	5	5
1490-99	0	0	0	1	5	7
1500-09	0	0	0	1	7	3
1510-19	0	0	0	1	5	2
1520-29	0	0	0	0	4	2
1530-39	0	0	0	0	2	0
1540-49	0	0	0	0	1	0
1550-59	0	0	0	0	1	0
1560-69	0	0	0	0	0	0
1570-79	0	1	0	0	0	0
1580-89	0	3	1	0	0	0
1590-99	0	9	2	0	1	0
1600-09	3	12	2	16	2	1
1610-19	5	15	3	12	4	2
1620-29	8	22	4	32	13	3

〔典拠〕 H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 147-150.



止されている。<sup>(101)</sup>この措置は当該期の公国君主による徴税機構改革の展開と財政基盤としての村落共同体の掌握に対応するものであり、このことは聖俗領主による農民支配が公国君主による農民課税の手段として推進されたことを意味する。チロットは16世紀におけるルーマニア農奴の成立背景として何よりもオスマン政府への貢納義務に伴う公国財政の逼迫を重視し、当該段階の農奴制を特に「担税農奴制」fiscal serfdomと呼んでいる。<sup>(102)</sup>

ただし聖俗領主の農民支配は単に公国君主の財政利害のみを動機に進行したわけではない。農民の賦役労働に立脚して生産された農業産品はもはや所領内部で消費されるにとどまらず、むしろその多くがオスマン帝国をはじめとする海外市場へ輸出されることになった。特に公国君主の直轄地の場合、モルダヴィア君主ペトル・ラレシュは市場向け漁労活動を、続く君主アレクサンドル・ラプシュネアヌAlexandru Lapusneanu（在位：1552－61, 64－68年）は東欧向けブタ生産を、ワラキア君主ミルチャ牧童公はその称号通りオスマン帝国向け羊生産を、それぞれ目的として所領経営を展開している。また17世紀には巨大ボイエールのP・ブランコヴェアヌBrancoveanuが大規模な家畜生産とバルカン・中欧向け輸出を展開したことが知られている。かくしてボイエールの所領経営は何よりもルーマニア海外貿易の展開、就中オスマン向け食糧輸出に対応する生産形態として成立したのであり、かくしてルーマニア農奴制はオスマン帝国によるコンスタンチノーブル食糧供給政策を保証する基盤として機能したのである。<sup>(103)</sup>

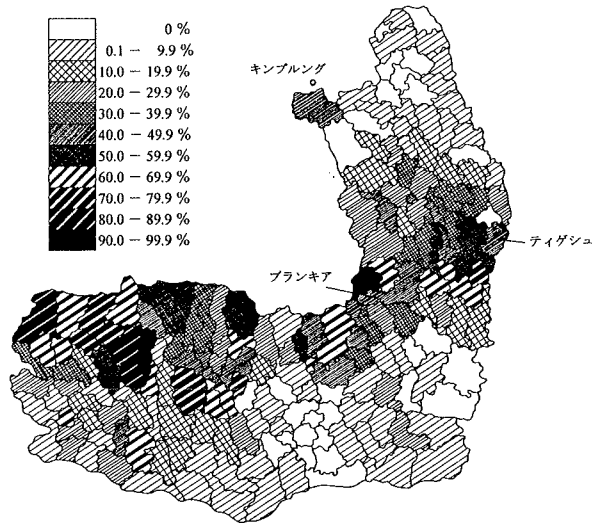
以上の如く16世紀に形成されるルーマニア農奴制は、単にオスマン政府による貢納賦課の源泉としてのみならず、同時にオスマン向け輸出品の生産拠点としても作用したのであり、かくしてオスマン帝国の政治的・経済的支配に対応する二重の機能を果たしたと言えよう。

### ③ ルーマニア農奴制の限界

以上の如くルーマニアではオスマン支配の強化される16世紀を通じてボイエールの農民支配が進行したのであるが、しかし東欧諸国の再版農奴制やバルカン諸国のチフトリック制と比較した場合、賦役義務・土地緊縛の点でルーマニア農民の負担は相対的に軽微であったと言われる。

まず村落全体に占める農奴村落の量的割合について見れば、残念ながら16・17世紀のルーマニア人口に関して利用しうる統計史料は存在しないものの、18世紀以降の人口統計から以下の如き類推が行われている。まず第一に18世紀前半オーストリアのオルト河以西5州（オルテニアOltenia＝「小ワラキア」Little Wallachia）占領に伴い1722年に作成された人口統計によれば、合計729村落のうち350村落（48%）が領主を持たない「自由村落」Free Village、残る379村落（52%）がボイエールの支配する「農奴村落」Serf Villageであり、両者がほぼ拮抗していることを確認できる。しかも農奴村落のうち129箇所は最近になってボイエール治下に入ったと言われ、したがって17世紀段階では自由村落が479箇所（68%）、農奴村落が250箇所（32%）を占めたものと推定される。また第二に、図6・7は20世紀初頭1912年の人口調査から算定された、1864年農奴解放の直前における自由村落の分布状況を示しているが、これによれば自由村落が80%以上を占める行政区域はカルパチア山系を中心とする山岳・丘陵地帯に集中しており、他方自由村落が20%以下しか占めない行政区域は、ワラキアの場合ドナウ左岸の平地地帯、モルダヴィアの場合北部平原に集中している。また自由村落と農奴村落とがそれぞれ50%前後を占めて混在する行政区域も多数散在している。<sup>(104)</sup>チロットは以上の状況から17世紀段階においても平原地帯においてこそ村落人口の60－80%が農奴化したものの、山岳地帯においては農村人口の依然50－60%が自由農民であったと推計し、またルーマニア領内の村落共同体のうちその三分の一は村落人口が全て農奴で構成される農奴村落に転化したものの、残りの三分の二は自由村落にとどまり、かつ自由農村におけるボイエールの土地所

図6：自由村落の割合（1912年人口統計）



[典拠] H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 13.

図7：自由村落の分布（1912年人口統計）



[典拠] H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 17.

有・農奴支配を考慮しても、農奴総数はルーマニア農村人口全体の半分を超過することはなかったものと推定している。かかる山岳地帯における自由農民の優位と平地地帯における農奴村落の発達という地域的二元構造は、オスマン支配に伴う次の事情に由来する。まず平地地帯ではオスマン軍隊の侵入に伴い自由な村落共同体が解体すると同時に、農業活動の中心が穀物生産にあるため領主直営地における高度な労働組織が必要とされた。対して山岳地帯ではその地形から外国軍隊の侵入を回避して旧来の共同体組織が維持されるとともに、農業活動の基礎は牧畜活動にあるため広大な直営地や組織的な労働力編成はそれほど発達しなかったのである。<sup>(105)</sup>

かかる山岳地帯における自由村落の優位は、当該地帯における村落連合の存在によっても裏付けられる。モルダヴィア君主ディミトリエ・カンテミルは、18世紀初頭の対土反乱に失敗してロシアでの亡命生活を送るなか、その実例としてティゲシュ Tigheciu, キンプルング Cimpulung, ヴランキアを指摘しており、特に後二者はそれぞれ15・12の村落共同体が単一の連合を組織したことが知られている。これらの連合組織はいずれも公国君主への貢納義務を負う以外は独自の法体系と高度な自治権を維持し、三大「農民共和国」peasant republics と称された。<sup>(106)</sup>

次に領主直営地における賦役労働の実態についてであるが、先行研究は上記の如く17世紀においてボイエールの直営地経営が拡大した事実を強調している。しかし他方で18世紀前半オーストリア治下オルテニアの特に教会所領に関する近年の研究は、耕地全体に占める領主直営地の比重が現実には5%程度にとどまったことを明らかにしており、先行する17世紀においても大規模な賦役労働に立脚する巨大農場の経営は例外的であったものと推定されている。<sup>(107)</sup> また賦役総量についても、形式上は領主の恣意により設定されるべきことが規定されているものの、実際に要求された年間当たり労働日数は最低3日から最大36日程度、一般には6-12日程度にとどまったことが確認されている。<sup>(108)</sup>

以上の如き広汎な自由村落の存続と過重な農民支配の抑制は、公国君主による一連の農民保護政策からも確認できる。すなわち歴代君主は労働人口・担税人口の減少のなか農村人口を維持する手段として、旧来の強硬な土地緊縛よりもむしろ種々の優遇措置を選好しており、国境地帯における農民の租税負担を緩和するとともに、特にドナウ河が凍結して国外逃亡が可能となる冬期には農民課税を禁止している。<sup>(109)</sup> なかでもシミオン・モヴィラ Simion Movila (ワラキア君主：1600-02年 / モルダヴィア君主：1606-07年) は自由村落に対する免税特権の付与を進め(前掲表7参照)、トルコ政府向け貢納義務を除く国税納入を一定期間免除し、しかもボイエールの中間搾取を回避するべく徴税請負人を仲介しない直接納税を導入した。他方法制面においても軽犯罪に関する共同体独自の司法権行使や、また自由な移民受入権を保証している。村落共同体の再編に伴い発生した多数の土地無し自由農民はこれらの農村共同体に入植し、ここに「自由村落」free village, 「特権村落」privileged village が広汎に成立する。17世紀末にはモルダヴィア君主コンスタンティン・ドゥカがボイエールの農民支配を抑制するとともに、ワラキア君主コンスタンティン・ブルンコヴェアヌ Constantin Brncoveanu (在位：1688-1714年) は勅令によりボイエールの違法徴税行為を絞首刑の厳罰をもって取り締まっている。<sup>(110)</sup> 他方これと平行してボイエールの所領経営方針も転換傾向を示している。まず人口減少地域のボイエールは自己所領への農民入植とその滞留を促進するべく、当初の「強制措置」manu militari から合意「契約」contracts による農民誘致を採用し、流入農民に対してその出身農村よりも有利な生活条件を提供した。かくして所謂「契約村落」contract village, 「賦役村落」corvee village が広汎に成立する。他方人口充足地域のボイエールは、かかる自由村落の成立に伴う農民人口の移動に直面するなか、自己所領内からの農民流出を阻止するべく、むしろ

旧来の強制連戻権を積極的に行使している。しかしながらより大量の生産が求められる市場向け穀作・酪農においては、土地緊縛に立脚する農奴の賦役労働よりもむしろ土地無し自由農民のそれが高い生産効率を示したとされ、農奴村落における労働主体の基軸もまた次第に前者から後者へと移行する傾向を示した。<sup>(111)</sup>

かくして17世紀においてルーマニアの村落共同体は以下の4種類に分化したと言われる。すなわち、①旧来通り自由農民が農地を共有する自由村 undivided free（ヴランキアを典型とする）、②上層自由農民が共有地を分割・私有する自由村 divided free、③ボイエールが共有地の一部を買収・所有する非自由村 divided not free、④ボイエールの一括支配のもと入植農民が土地を共有する非自由村 undivided not free、以上である。これに対応して農民層も、①村落共同体において共有地を分割・私有する自由農民 free villagers、②村落共同体において共有地に対する権利のみをもち、分割私有地を保有しない土地無し自由農民 landress free men、③ボイエール所領において共有地に対する権利のみをもち、私有地を保持しない農奴 landress serfs、④ボイエール所領において共有地に対する権利をもたない農奴 serfs、以上ほぼ四種の階層に分化することになった。<sup>(112)</sup>

以上の如き17世紀における農奴支配の緩和傾向をH・H・スタールは「農奴制の危機」crisis of serfdom、チロットは「農奴制の挫折」failure of serfdomと呼んでいるが、これは続く18世紀と比較した場合に明瞭となる当該段階固有のオスマン支配体制の特質に由来すると思われる。すなわちオスマン帝国が有力な穀物市場であるエジプトへの支配を依然維持する当該段階においては、ルーマニアに対する穀物需要にはなお一定の上限が存在し、高度な農奴賦役は必ずしも必要とされなかったのである。むしろオスマン帝国が公国君主の自治を前提として貢納義務を賦課する以上、公国君主は担税基盤として中産的な自由農民を保護する必要に迫られていたと言える。換言すれば続く18世紀におけるエジプト太守の離脱傾向とルーマニア直轄支配の開始こそは、ルーマニアにおける本格的な農奴制形成の条件をなすのである。

## 註

- (1) マルクスは『資本論』の剰余価値論を展開した箇所において、封建領主による剰余労働搾取の典型事例としてまさにルーマニアにおけるボイエールの農民支配を引用しており、東エルベ・プロイセンの農場領主制はエンゲルスにより当該箇所の校注においてその追加事例として指摘されているにすぎない。K・マルクス（向坂逸郎訳）『資本論』(2)岩波文庫、第三篇第八章第二節「剰余労働に対する渴望——工場主とボヤール——」、100—106頁。
- (2) 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成——いわゆる「プロシア型」進化の歴史的検証——』御茶の水書房1967年、7—8頁。
- (3) H. Kaak, *Die Gutsherrschaft: Theoriegeschichtliche Untersuchungen zum Agrarwesen im ostelbischen Raum*, Berlin, 1991, S. 422-424. カークの見解については、加藤房雄「東エルベにおける大土地所有の歴史的展開について——中・東欧農業＝土地制度史把握の一視角——」『西洋史研究』新輯第23号1994年（「1993年度西洋史研究会大会共通論題報告：近現代における中・東欧（諸国・地域）発展の歴史的位相と射程——農業・土地所有問題の側面から——」）、W・レーゼナー（藤田幸一郎訳）『農民のヨーロッパ』平凡社1995年、150、164頁。
- (4) 南塚信吾「ハンガリーにおける『東欧』経済史研究の緒問題」『スラヴ研究』第19号1974年、同「中・東欧における『農場領主制』の成立過程」『津田塾大学紀要』1978年（いずれも、同『東欧経済史研究序説』多賀出版1985年、に再録）、同『東欧経済史の研究——世界資本主義とハンガリー——』ミネルヴァ書房1979年、49—85頁、I・T・ベレント／G・ランキ（南塚信吾監訳）『東欧経済史』中央大学出版部

1978年, 3-5, 29-64頁。E・ニーダーハウザーの所説については, 鳥山成人「南・東ヨーロッパ」『岩波講座: 世界歴史』第11巻(中世5)岩波書店1970年。なお英米系ではD・ウェアナーが同様の系列に帰属する。D. Warriner, "Some Controversial Issues in the History of Agrarian Europe", *The Slavonic and East European Review*, Vol. 32, 1953; idem, "General Introduction: Contrasts and Comparisons", idem(ed.), *Contrasts in Emerging Societies: Readings in the Social and Economic History of South-Eastern Europe in the 19th Century*, Bloomington, 1965.

- (5) 永田雄三, 「アーヤーン層の社会経済史的考察」『後進国経済発展の史的探究』アジア経済研究所1970年, 同「トルコにおける前資本主義社会と『近代化』」大塚久雄編『後進資本主義の展開過程』アジア経済研究所1973年, 同「オスマン朝のバルカン支配をめぐる諸問題——ティマール制に関する研究動向を中心として——」『トルコ民族とイスラムに関する共同研究報告』東京外大アジア・アフリカ言語文化研究所1974年, 同「18世紀後半のトルコにおけるアーヤーン職制度に関する一研究」『アジア・アフリカ言語文化研究』第8号1974年。
- (6) ところで戦後日本の戦後復興・高度成長を背景に戦後史学の焦点が産業資本の成立過程からその展開過程へと移行するに伴い, レヴァント市場はイギリス綿業資本による市場開放要求の対象として検討されることになる。例えば1838年英土通商条約をアジアにおける不平等条約の原型として把握した, 毛利健三「イギリス資本主義と日本開国——1850・60年代におけるイギリス資本主義のアジア展開——」石井・関口編『世界市場と幕末開港』東大出版会1982年。このように1838年英土通商条約を梃子にトルコ市場がヨーロッパ工業製品に開放されたと見る解釈は, 地理上の発見以降一貫して当該市場が世界経済から隔離されてきたという理解の裏返しであると思われる。
- (7) イギリスのレヴァント貿易については, S. T. Willan, "Some Aspects of English Trade with the Levant in the 16th Century", *English Historical Review*, Vol. 70, 1955; R. Davis, "England and the Mediterranean, 1570-1670", F. J. Fisher(ed.), *Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England: In Honor of R. H. Tawney*, Cambridge, 1961. 他方フランスのレヴァント貿易については, 服部春彦「近世のレヴァント貿易とフランスの毛織物」『西洋史研究』新輯第13号1984年(同『フランス近代貿易の生成と展開』ミネルヴァ書房1992年, に再録), 深沢克巳「レヴァント貿易と綿布」『土地制度史学』第109号1985年, 同「レヴァント更紗とアルメニア商人」同上誌第111号, 1986年, 同「18世紀のレヴァント貿易とラングドック毛織物工業」同上誌第125号1989年。
- なおかかる活発なレヴァント貿易の指摘は, 1838年英土通商条約への史的評価に一定の再編を迫ることになった。すなわち近年では当該条約はオスマン市場開放の起点としてではなく, むしろ既に18世紀より進行してきた対外貿易発展の帰結, いわば「学位授与式」capping (R・カサバKasaba) として評価され, 当該条約に前後するオスマン通商活動の断絶性ではなく連続性が強調されている。この点については, *New Perspectives on Turkey*, Vol. 7, 1992("Special Issue on the 1838 Convention and Its Impact"); 松井真子「オスマン帝国の専売制と1838年通商条約——トルコ・アヘンの専売制(1828-1839年)を事例として——」『社会経済史学』第64巻第3号1998年。
- (8) F・ブローデル(浜名優美訳)『地中海』全10巻, 藤原書店1999年, H. Inalcik, *The Ottoman Empire: the Classical Age, 1300-1600*, New York, 1973, Chapter 14, "The Ottoman Empire and International Trade"; I. Wallerstein, *The Modern World-System*, 3vols., New York, 1974-89(川北稔訳『近代世界システム』岩波書店1981, 名大出版会1993・97年)。
- (9) D. Chirot, *Social Change in a Peripheral Society: The Creation of a Balkan Colony*, New York, 1976; idem/ T. D. Hall, "World System Theory", *Annual Review of Sociology*, Vol. 8, 1982; D. Chirot(ed.), *The Origins of Backwardness in Eastern Europe: Economics and Politics from the Middle Ages until the Early 20th Century*, Berkeley, 1989; B. W. McGowan, "The Study of Land and Agriculture in the Ottoman Provinces within the Context of an Expanding World Economy in the 17th and 18th Centuries", *International Journal of Turkish Studies*, Vol. 2, 1981; idem, *Economic Life in Ottoman Europe: Taxation, Trade and the Struggle for Land, 1600-1800*, Cambridge, 1981.

このように見てくる場合、前述した如き近年における18世紀レヴァント貿易への過大評価及び1838年通商条約への過小評価もまた再考される必要があると言えよう。すなわちオスマン海外貿易の特質は決して工業製品の自由輸入を基調とするレヴァント貿易の発展をもつてのみ単純に一般化されうるものではなく、むしろ黒海貿易の独占やルーマニア穀物貿易の規制に象徴される如き高度な保護主義・統制経済を特質としていたのであり、安価穀物の海外輸入を志向する19世紀前半イギリス自由貿易運動がトルコ市場開放を要求した真意もまさにこの事実との関連において把握されねばなるまい。したがってまた1838年英土通商条約の締結も、工業製品輸入の先行のみを証左として直ちにその史的意義が否定されるべきではなく、むしろ当該条約が旧来のあらゆる禁輸規定を全廃し、かつ当該条約と連動して締結された1838年英土通商条約がオーストリア商船を媒介とするイギリスのルーマニア穀物輸入を志向した事実を踏まえる場合、オスマン通商政策史上においては16世紀以来の黒海穀物貿易独占の終止符として、またルーマニア農業史上においては主要穀物輸出市場がオスマン帝国からイギリスへと移行する転換点として、そしてイギリス産業資本にとっては続く1840年代に本格化する穀物法撤廃運動の前哨戦として、その画期的意義が評価されるべきである。この点については、V. J. Puryear, *International Economics and Diplomacy in the Near East: A Study of British Commercial Policy in the Levant 1834- 1853*, Berkeley, 1935, Chapter 6, "The Powers and the Near Eastern Grain Trade, 1840- 1853"; B. Marinescu, "Economic Relations between the Romanian Principalities and Great Britain (1848- 1859)", *Revue roumaine d' histoire*, Vol. 8, 1969; 及び拙稿「イギリス自由貿易運動とトルコ市場論争——アーカート＝コブデン論争を中心に——」『鳥取大学教育地域科学部紀要(地域研究)』第3巻第2号2002年、同「イギリス自由貿易運動とトルコ保全政策——1838年英土通商条約の経済的・戦略的背景——」『西洋史研究』新輯31号2002年。本来ルーマニア史に関して門外漢の筆者があえてこの問題に取り組むのは、19世紀前半イギリスのトルコ市場進出においてルーマニア農業がかかる重要な意味をもつと考えるからにほかならない。

- (10) さしあたり、S・F・ガラティ「ルーマニアのナショナリズム」、P・F・シュガー／I・J・レデラー編（東欧史研究会訳）『東欧のナショナリズム——歴史と現在——』刀水書房1981年、D・ジョルジュヴィチ／S・F・ガラティ（佐原徹哉訳）『バルカン近代史——ナショナリズムと革命——』刀水書房1994年。このようにルーマニアが東欧諸国ともバルカン諸国とも異なる点は、1990年代の東欧改革における差異にも反映されていると思われる。すなわち、ルーマニアにおけるチャウシェスク政権の崩壊は多くの東欧諸国が無血革命（「ピロード革命」）を遂行するなか唯一流血革命を見た点で大きく相違するのであるが、他方ユーゴスラビアが民族浄化を伴う内戦を経験し、列国の介入によって初めて終息したことともまた対照をなしている。
- (11) 国際的に定評のある概説としては、N. Iorga, *A History of Roumania: Land, People, Civilisation*, London, 1925; R. W. Seton- Watson, *A History of the Roumanians from the Roman Times to the Completion of Unity*, Cambridge, 1934; V. Georgescu, *The Romanians: A History*, London, 1991。またルーマニアに関する独立の章をもつバルカン史概説としては、P. F. Sugar, *Southeastern Europe under Ottoman Rule, 1354- 1804*, Seattle, 1977, Chapter 6, "Moldavia and Wallachia"; C. & B. Jelavich, *The Establishment of the Balkan National State, 1804- 1920*, Seattle, 1977, Chapter 6, "Wallachia and Moldavia before 1853"。また邦語のルーマニア通史としては管見の限り、A・オツェテア編（鈴木四郎・鈴木学共訳）『ルーマニア史』全2巻、恒文社1977年、G・カステラン（萩原直訳）『ルーマニア史』白水社、のいずれも訳書を見るのみであり、ルーマニア史に関する情報の多くはバルカン全体を扱う下記の書物から抽出せざるを得ない状況である。矢田俊隆編『東欧史（新版）』山川出版社1977年、木戸翁『バルカン現代史』山川出版社1977年。近年では、柴宜弘編『バルカン史』山川出版社1998年、南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社1999年。

いずれにせよ内外のバルカン史研究、及びこれと密接に関連する東欧・トルコ史研究の蓄積においてルーマニア研究は大きく立ち遅れているのが現状である。その理由は定かではないが、おそらくルーマニアが南北のドナウ・ドニエストル両河と西部のカルパチア山脈に閉鎖された地理的環境を有し、この結果スラヴ系バルカン民族の中で唯一古代ローマ帝国時代ダキアに起源を持つラテン民族が居住するとともに（対して内外の東欧専門学会・機関雑誌の多くがその名称に「スラヴ」slavという表現を含む）、他のバルカン

諸国とは異なりロシア・トルコ両国の直接統治を回避し、したがってバルカン史研究の主要課題であるロシア・トルコ両国からの民族独立過程を十分に確認できないこと、かかる事情に由来すると思われる。いずれにせよこの事実は上記の如きトルコ史上及びイギリス史上にしめるルーマニアの位置を考慮する場合、研究史上の重大な欠陥をなすと言えよう。

- (12) 中世ルーマニア社会と西欧封建社会との共通性を強調する見方は特にP・P・パナイテスク Panaitescu や A・オツェテア Otetea の研究に代表される。さしあたり、A. Otetea, “La formation des états féodaux roumains”, *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965; 同編, 前掲邦訳, 第二部・第二章「14—15世紀間のルーマニア諸国家」。
- (13) N. Iorga, *Points de vue sur l'histoire du commerce de l'orient au moyen âge*, Paris, 1924, pp. 75-76, 83-85. 「モルダヴィア・ルート」については、C. C. Giurescu, “Le commerce sur le territoire de la Moldavie pendant la domination Tartare (1242- 1352)”, *Novelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965; M. Berindei, “L'empire ottoman et la ‘route moldave’ avant la conquete de Chilia et de Cetatea-Alba(1484)”, *Journal of Turkish Studies*, Vol. 10, 1986.
- (14) H. H. Stahl, *Les anciennes communautés villageoises roumaines: Asservissement et pénétration capitaliste*, Paris, 1969. 小稿ではD. Chirotによる英訳, *Traditional Romanian Village Communities: The Transition from the Communal to the Capitalist Mode of Production in the Danube Region*, Cambridge, 1980, を使用した。H・H・スタールの研究を踏まえたルーマニア農村共同体に関する研究としては、D. Chirot, “The Romanian Communal Village: An Alternative to the Zadruga”, R. F. Byrnes (ed.), *The Zadruga: The Extended Family of the Balkans: Essay by Phillip E. Mosely and Essays in His Honor*, Notre Dame, 1975 (同書には越村氏の抄訳, 『バルカンの大家族ザドルガ』彩流社1994年, があるが, 当該論文は訳出されていない); A. Lapadatu, *Über die Genesis der rumänischen Agrargesellschaft bis zum Aufgang des 18. Jahrhunderts: Anthropogeographische, ethnologische und geopolitische Factoren*, Köln, 1975; P. H. Stahl, *Household, Village and Village Confederation in Southeastern Europe*, New York, 1986.
- (15) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 54-55; D. Chirot, *Social Change*, pp. 19-24; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 22-23. また、D. Mitran, *The Land and Peasant in Rumania: The War and Agrarian Reform 1917- 21*, Yale, 1930, Part I, “The Agrarian Problem in Rumanian History”, pp. 5-7.
- (16) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 42-44; P. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 9-10. 資本制生産に先行する生産形態としてプロイセン以西のヨーロッパでは一般に単婚小家族・フーフエ制度(耕地私有)に立脚するゲルマン的共同体が成立したのに対し, 「黒海=バルト海地帯」では家父長制大家族・耕地共有制度に基づくアジア的共同体が残存したという最近の共同体研究・家族史研究の見解を考慮する場合, 空間的には後者に帰属するルーマニアにおいて単婚小家族制が展開したことは極めて注目すべき事実と言えよう。肥前栄一「シュルツェ=ゲーヴァニッツのロシア社会論——独露比較の見地からの一試論——」『思想』第549号1970年(同『ドイツ経済政策史序説——プロイセンの進化の史的構造——』未来社1973年, に再録), 同「帝制ロシアの農村社会と農民経済——ミール共同体をめぐる理論的諸問題——」『経済学論集』第44巻第3号1978年・第45巻第2号1979年(同『ドイツとロシア——比較社会経済史の一領域——』未来社1986年, に再録), M・ミッテラウアー/R・ジューダー(若尾祐司・典子共訳)『ヨーロッパ家族社会史』名大出版会1993年, 33—37頁。

アジア的共同体の典型としては、個別農家の分与地経営と直系多世代家族の形成を特質とするロシアの「ミール共同体」とともに、村落共同の共有地経営と傍系複合家族 joint family の組織を見るバルカンの大家族共同体「ザドルガ」zadruga が良く知られている。その権威P・モズリー Mosleyによれば、ザドルガの地理的分布はアドリア海沿岸から旧ユーゴスラビア及びブルガリア西部へと放射状に広がるバルカン半島西部に限定され、したがってルーマニアはその圏外に位置する(ただしルーマニアのうち、セルビア人が優位を占めるバナト Banat ではバルカン固有のザドルガが、またザクセン人が移住したトランシルヴァニアではドイツの隣人共同組織 Nachbarschaft に近い家父長制的共同組織 Vecinatatile が、それぞれ例外的に存在したとされる)。モズリーはザドルガの成立要因として、①森林開拓に伴う組織的労働力の動員、②

- 異民族侵入に対する生命・財産の共同防衛、③高度な牧畜経済の発展による土地共有制度の選好、以上を指摘しているが、チロットによればこれらの条件はルーマニアでも存在しており、にもかかわらずザドルガが成立しなかったのはルーマニア農村共同体がザドルガの代替機能を果たしたためであるとしている。P. E. Mosely, "The Distribution of the Zadruga within Southeastern Europe", R. F. Byrnes (ed.), *op. cit.*; D. Chirot, "The Romanian Communal Village", pp. 152-153.
- (17) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 37-42; P. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 45-47.
- (18) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 26-27; P. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 47-50; D. Chirot, "The Romanian Communal Village", pp. 148-149. また、越村, 前掲書, 19頁。
- (19) この所説は R・ロゼッティ Rosetti により提唱され、H・H・スタールはこれを継承する立場にある。H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 213-215; D. Chirot, *Social Change*, pp. 24-25. 他方ボイエールの起源に関しては、これを東ローマ帝国領ルーマニア(ダキア)に侵入した外来スラヴ民族に求める有力な学説が存在する。これは P・P・パナイテスクによって唱えられ、最近では N・ジュバラ Djuvara が支持している。N. Djuvara, "Les grands boiars ont-ils constitués dans les principautés roumaines une véritable oligarchie institutionnelle et héréditaire?", *Südost Forschungen*, Bd. 46, 1987, pp. 3-4.
- (20) M. Emerit, "Sur la condition des esclaves dans l'ancienne Roumanie", *Revue historique du sud-est européen*, Vol. 7, 1930; S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 45-46; A. Lapadatu, *a. a. O.*, S. 81-87. Cozia 修道院領の場合、総計 300 家族のジプシー奴隷を所有したと言われる。
- (21) S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, "L'évolution de la rente féodale en travail en Valachie et en Moldavie aux XIVe-XVIIIe siècles", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 1, 1962, pp. 47-48.
- (22) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 136-139.
- (23) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 133-136; D. Chirot, "The Romanian Communal Village", pp. 144-145; idem, *Social Change*, pp. 24-28.
- (24) S. Stefanescu, "L'évolution de l'immunité en Valachie aux XIVe-XVIe siècles", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 7, 1968, pp. 19-22; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 139-144. ギリシア正教はワラキアでは 1359 年に、モルダヴィアでは 1401 年に、それぞれ公認されている。V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 21-22.
- (25) S. Stefanescu, *op. cit.*, pp. 22-24; N. Djuvara, *op. cit.*, pp. 25-27.
- (26) S. W. Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 30-31; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 36-37.
- (27) ルーマニア全国議会は、ワラキアの場合はビザンツ帝国における貴族会議の、モルダヴィアの場合はポーランドの国会「セイム」Sejm の、それぞれ影響を受けつつ成立したとされ、年代記における呼称としてはラテン式の「パラメントム」Parlamentum, スラヴ式の「ソボル」Sobor, ポーランド式の「ソイム」Soim の使用が確認される。ルーマニア議会制度については、P. P. Panaitescu, "La grande assemblée du pays, institution de régime féodal en Moldavie et en Valachie", *Nouvelles études d'histoire*, Vol. 3, Bucarest, 1965; D. Mioc, "Les assemblées d'états et la fiscalité en Valachie et en Moldavie", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 5, 1966; V. A. Georgescu, "Types et formes d'assemblées d'états en droit féodal roumain", *Liber memorialis Georges de Lagarde*, Paris, 1969; A・R・マイヤーズ(宮島直機訳)『中世ヨーロッパの身分制議会——新しいヨーロッパ像の試み II——』刀水書房 1996 年, 30-34 頁。なおルーマニア議会制度におけるビザンツ帝国の影響については、G. I. Bratianu, "Les assemblées d'états en Europe orientale au moyen âge et l'influence du régime politique byzantin", *Actes du VIe congrès international d'études byzantines*, 2vols., Paris, 1950, Vol. 1, pp. 52-54.
- (28) D. Chirot, *Social Change*, pp. 47-48; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 33-36.
- (29) D. Chirot, "The Romanian Communal Village", p. 143; idem, *Social Change*, pp. 15-17.
- (30) オスマン帝国によるルーマニア支配の確立過程については、M. Maxim, "Les relations roumano-ottomanes entre 1574 et 1594", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 16, 1977; idem, "Les pays roumains et les relations habsbourg-ottomanes dans la seconde moitié du XVIe siècle", A. Tietze(Hg.), *Habsburgisch-osmanische Beziehungen*, Wien, 1985; M. Berindei/ G. Veinstein(ed.), *L'empire ottoman et les pays roumains 1544-1545*,



Paris, 1987. 特にオーストリアの対土戦争については、稲野強「ハプスブルク帝国とオスマン帝国」歴史学研究会編『近代世界への道——変容と摩擦——』（『講座世界史』第2巻）東大出版会1995年、戸谷浩「ハプスブルクとオスマン」、南塚信吾編、前掲書。

- (31) ティマール制の特質についてはさしあたり、永田雄三「オスマン帝国支配下のバルカン」、矢田編、前掲書、同「西アジア封建社会論」『封建社会論』（『中世史講座』第5巻）学生社1985年。
- (32) オスマン帝国のルーマニア支配に関する概要は、I. Matei, “Quelques problèmes concernant le régime de la domination ottomane dans la pays roumains (concernant particulièrement la Valachie)”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 10, 1972; M. Maxim, “L’ autonomie de la Moldavie et de la Valachie dans les actes officiels de la Porte, au cours de la seconde moitié du XVI<sup>e</sup> siècle”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 15, 1977; idem, “Le statut des pays roumains envers la Porte ottoman aux XVI<sup>e</sup>- XVIII<sup>e</sup> siècles”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 24, 1985.
- (33) 対外関係に関する議会活動を示すものとして以下の事例がある。まずモルダヴィアの場合、1538年に公国君主ペトル・ラレシュ Petru Rares（在位：1527—38年）の対土反乱がスレイマン1世により鎮圧された際、その講和交渉は全国議会が実施した。また1574年におけるヨアン・ヴォダ勇敢公 Ion Voda cel Viteaz（在位：1572—74年）の対土反乱は全国議会の承認の上で実施され、さらに1597年に君主イエレミア・モヴィラ Ieremia Movila（在位：1595—1606年）がポーランドに対土同盟の形成を打診した際、その親書は全国議会が起草している。他方ワラキアでは、1544年のラドゥ・パイシエ Radu Paisie（在位：1535—45年）による、及び1594年のミハイ勇敢公による対土戦争はいずれも全国議会によって公認された。P. P. Panaitescu, *op. cit.*, pp. 124-129, 136-137.
- (34) ミハイ勇敢公治世の1595年には従来の公国評議会・全国議会とは別個に12名の有力ボイエールが「ボイエール12人評議会」conseil des douze boyardsを組織し、アルバ・ユリア Alba-Iulia条約によってミハイ不在のままトランシルヴァニアと臣従関係を締結している。対してミハイは1598年のトゥルゴヴィシュテ Tirgoviste条約により旧来のオスマン政府への臣従を再認し、自身の地位の正統性を確立している。ここでは旧来とは逆に公国君主とオスマン帝国、及びボイエールと東欧諸国がそれぞれ接近するという、いわば「ねじれ」現象が発生している。いずれにせよ公国内政が国際関係に規定されつつ展開している点に留意されたい。R. W. Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 63-64; E. Stanescu, “Les problèmes de l’état féodal sous le règne de Michel le Brave”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 1, 1962, pp. 63-69; N. Djuvara, *op. cit.*, pp. 28-34.
- (35) H. H. Stahl, *op. cit.*, 147-149, 217-218; P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 126-128.
- (36) ただシワキア君主の平均在任年数は上記期間において3年から4年へとむしろ若干伸張している。なお属国時代にモルダヴィアの首都は1466年にスチャヴァ Suceavakからヤッシーへ、ワラキアの首都は1659年にトゥルゴヴィシュテからブカレストへ、すなわちともに北方の山岳地帯から対土国境に近接する南方の平原地帯へと移動している（図4）。これはドナウ沿岸地帯における通商活動の興隆に対応するが、同時にトルコ支配の強化をも示唆する。V. Georgescu, *op. cit.*, p. 51.
- (37) 全国議会がオスマン政府の意向を考慮して公国君主と対立した事例としては以下の史実を指摘できる。まずモルダヴィアの場合、1538年に対土戦争を遂行した君主ペトル・ラレシュは同年のスレイマン1世入城を契機に廃位され、またペトレちんば公 Petre Schiopul（在位：1574—77, 78—79, 82—91年）も議会により廃位されている。他方ワラキアの場合、君主ラドゥ・アフマツィ Radu de la Afumati（在位：1522, 24, 25—29年）はスレイマン1世のハンガリー侵攻に対して対土戦争を準備したのに対し、議会はむしろ敵国のオスマン政府を支援している。また同じく反土傾向の強い君主ヴラド・ヴィンテラ Vlad Vintila（在位：1532—35年）の治世には議会がスレイマン1世に密使を送ってその廃位を打診しており、次代ラドゥ・パイシエに至っては1545年にスルタン自身がこれを廃位している。D. Chirot, *Social Change*, pp. 47-48; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 50-51.
- (38) ルーマニア全国議会の存立基盤がオスマン政府による後見にあった点は、西欧型身分制議会とは異なる議会の身分編成にも示されている。すなわちルーマニア議会は1597年に二院制を採用しており、この事実自体は旧カロリング帝国領内における三部会型・その領外における二院制型の成立というO・ヒンツェの指

- 摘に合致するのであるが（成瀬訳『身分制議会の起源と発展』創文社1975年）、その際に上院 *chambre ecclésiastique* は聖職者により、下院 *chambre laïque* は巨大ボイエールによりそれぞれ組織されており、この点はイギリス・東欧諸国（ポーランド・ハンガリー・ペーメン）の身分制議会では一般に上院が高位聖職者・高級貴族により、下院が下級貴族・特権都市代表によって編成されたことと対照的である。なお1671年のモルダヴィア議会には例外的に都市代表が参画しているが、当該議会は反政府派の反乱に伴い召集されたものであるため、公国君主が支持基盤を拡大する必要に迫られていた事情を考慮する必要がある。また1654年のワラキア議会は聖職者・ボイエール・農村代表の三層構成をとったが、ただし後者は軍役に従事する農民兵を意味した。このようにルーマニア議会への参加資格が巨大ボイエール及び高位聖職者に限定され、都市・農民代表が排除されていることは、全国議会があくまでオスマン政府のルーマニア支配に荷担する組織であったことを象徴していると思われる。P. P. Panaitescu, *op. cit.*, pp. 128, 131, 134; V. A. Georgesco, “Types et formes”, pp. 120-121.
- (39) A・オツェテア編、前掲邦訳、252頁。
- (40) P. F. Sugar, *op. cit.*, p. 121. さらにダブロジヤ Dobrudja には多数のオスマン臣民が居住している。ルーマニア領内におけるオスマン臣民居留の現状については、I. R. Mircea, “Sur les circonstances dans lesquelles les Turcs sont restés en Valachie jusqu’au début du XVIIe siècle”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 5, 1967.
- (41) D. Chirot, *Social Change*, pp. 40-41; V. Georgesco, *op. cit.*, pp. 21-22.
- (42) M. Cazacu, “L’impact ottoman sur les pays roumains et ses incidences monétaires(1452-1504)”, *Revue roumaine d’histoire*, Vol. 12, 1973, pp. 159-161, 189-191; M. Maxim, “In the Right to Strike Currency of the Reigning Princes of Moldavia and Wallachia”, *The Journal of Ottoman Studies*, Vol. 18, 1998; S. Pamuk, *A Monetary History of the Ottoman Empire*, Cambridge, 1999, pp. 92-93. なおワラキアではアクチェとともにペルシア起源の「シャヒー銀貨」shahi が流入している。B. Murgescu, “The Shahis in Wallachia”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 13, 1975; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 101-105.
- (43) モルダヴィアにおける1456年の最初の貢納支払は全国議会の承認をもって実施されており、全国議会がオスマン帝国のルーマニア支配における梃子として機能した事実の一端を示している。P. P. Panaitescu, *op. cit.*, pp. 119-123; V. A. Georgesco, “Types et formes”, p. 119.
- (44) E. Isacescu, “Les monnaies ottomanes en Valachie au XVIe siècle”, *Studia et acta orientalia*, Vol. 7, 1968; M. Maxim, “Considérations sur la circulation monétaire dans l’empire ottoman et les pays roumains”, *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 13, 1975.
- (45) P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 121-122; D. Chirot, *Social Change*, p. 63; V. Georgesco, *op. cit.*, pp. 48, 50, 51-52. 貢納制度については、M. Guboglu, “Le tribut payé par les principautés roumaines a la Porte jusqu’au début du XVIe siècle”, *Revue des études islamiques*, Vol. 37, 1969; M. Maxim, “Recherches sur les circonstances de la majoration du kharadj de la Moldavie entre les années 1538-1574”, *Association internationale d’études du sud-est européen, Bulletin*, Vol. 10, 1972; idem, “Circonstances de la majoration du kharadj de la Valachie durant les années 1540-1575”, *ibid.*, Vol. 12, 1974.
- (46) P. F. Sugar, *op. cit.*, p. 122; V. Georgesco, *op. cit.*, p. 52.
- (47) P. F. Sugar, *op. cit.*, p. 123; V. Georgesco, *op. cit.*, p. 53.
- (48) H. H. Stahl, *op. cit.*, p. 178; D. Chirot, *Social Change*, pp. 38-40.
- (49) P. F. Sugar, *op. cit.*, p. 124; D. Chirot, *Social Change*, p. 64; W. R. Seton-Watson, *op. cit.*, pp. 72-73.
- (50) D. Chirot, *Social Change*, pp. 41-43; V. Georgesco, *op. cit.*, pp. 39-40.
- (51) P. P. Panaitescu, *op. cit.*, pp. 120-135. 上述の如き身分編成の特質もさることながら、かかる課税協賛権の性格にこそ、ヨーロッパ身分制議会とルーマニア全国議会との決定的差異が存在するように思われる。すなわち神聖ローマ帝国の場合、対土戦争のための軍事経費調達をめぐる君主＝等族の対抗関係が等族議会の成長において極めて重要な意味を持つてくるのであるが（さしあたり、渋谷聡「16世紀末対トルコ戦争とドイツ帝国クライス制度」『西洋史学』163号1992年）、ルーマニアでは全国議会がそもそもその存在を

オスマン政府の後見に依存している以上、対土貢納支払のための公国君主の課税政策を拒否することはポイエールにとって自己矛盾を意味することになる。いずれにせよルーマニアの議会制度がカトリック系東欧諸国の身分制議会ともギリシア正教系バルカン諸国の君主諮問機関とも異なっていることは、土地制度における特異性と同様、1990年代東欧改革におけるルーマニアの特殊な位置の史的背景を形成していると言えよう。

- 52 Ö. L. Barkan, “Essai sur les données statistiques des registers de recensement dans l’Empire Ottoman au XVIIe siècle”, *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, Vol. 1, 1957, pp. 20-21, 27, 35; P. Sugar, *op. cit.*, pp. 124-125; idem, “Research on the Ottoman Fiscal Surveys”, M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East from the Rise of Islam to the Present Day*, London, 1970, pp. 167-170; L. Erder, “The Measurement of Preindustrial Population Changes: The Ottoman Empire from the 15th to 17th Century”, *Middle Eastern Studies*, Vol. 11, 1975; idem/ S. Faroqhi, “Population Rise and Fall in Anatolia, 1550-1620”, *Middle Eastern Studies*, Vol. 15, 1979.
- 53 H. Islamoglu/ S. Faroqhi, “Crop Patterns and Agricultural Production Trends in 16th-Century Anatolia”, *Review*, Vol. 2, 1979, p. 434; M. L. Venzke, “The Question of Declining Cereals’ Production in the 16th Century: A Sounding on the Problem-Solving Capacity of the Ottoman Cadastres”, *Journal of Turkish Studies*, Vol. 8, 1984, p. 260.
- 54 コンスタンチノーブル食糧供給問題の概要については、W. Hahn, “Die Verpflegung Konstantinopels durch staatliche Zwangswirtschaft nach türkischen Urkunden aus dem 16. Jahrhundert”, *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Beiheft, 1926; R. Mantran, *Istanbul dans la seconde moitié du XVIIe siècle: Essai d’histoire institutionnelle, économique et sociale*, Paris, 1962, pp. 187-200; idem, “Centralisation administrative et financière: Problèmes du ravitaillement d’Istanbul aux XVIIe et XVIIIe siècles”, Association internationale d’études du sud-est européen, *Bulletin*, Vol. 12, 1974; A・クロー (濱田正美訳) 『スレイマン大帝とその時代』法政大学出版局1992年, 263-314頁。なおビザンツ帝国以来のコンスタンチノーブル食糧供給問題については、G. I. Bratianu, “La question de l’approvisionnement de Constantinople à l’époque byzantine et ottomane”, *Byzantion: Revue internationale des études byzantines*, Vol. 5, 1929; idem, “Nouvelles contributions à l’étude l’approvisionnement de Constantinople sous les Paléologues et les Ottomans”, *ibid.*, Vol. 6, 1931; idem, “Études sur l’approvisionnement de Constantinople et le monopole du blé à l’époque byzantine et ottomane”, idem, *Études byzantines d’histoire économiques et sociale*, Paris, 1938.
- 55 F・ブローデル, 前掲邦訳, 第II部, 385, 395-397頁, L. Berov, “Changes in Price Conditions in Trade between Turkey and Europe in the 16th through 19th Century”, *Études balkaniques*, Vol. 3, 1974, pp. 171-173。また、永沼博道「16世紀地中海地方における人口成長と穀物危機」『関西大学商学論集』第22巻第5号1977年。
- 56 F・ブローデル, 前掲邦訳, 第II部, 367, 397-400頁, H. Inalcik, “Istanbul and the Imperial Economy”, H. Inalcik/ D. Quataert (ed.), *An Economic and Social History of the Ottoman Empire 1300-1914*, Cambridge, 1994, pp. 182-184; R. Murphey, “Provisioning Istanbul: The State and Subsistence in the Early Modern Middle East”, *Food and Foodways*, Vol. 2, 1988, pp. 222-223。なおトルコ政府の輸出規制自体は既に16世紀前半より開始され、1539年には戦略的観点からボスニア・ヘルツェゴビナ・ズボルニク Zvornik の敵国向け軍事物資輸出が、また1548年には物価統制のためダマスカスの西欧向け穀物輸出が、それぞれ規制されている。B. McGowan, *op. cit.*, pp. 11-12, 32-35.
- 57 B. McGowan, *op. cit.*, pp. 35-38.
- 58 R. Davis, “English Imports from the Middle East, 1580-1780”, M. A. Cook (ed.), *op. cit.*, pp. 193-194; J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *Balkan Economic History, 1550-1950: From Imperial Borderlands to Developing Nations*, Bloomington, 1982, pp. 28-31.
- 59 G. Young, *Corps de droit ottoman*, 7 vols., London, 1905-06, Vol. 3, pp. 65-68; C. M. Kortepeter, “Ottoman Imperial Policy and the Economy of the Black Sea Region in the 16th Century”, *Journal of the American*

- Oriental Society*, Vol. 86, 1966, pp. 96-108, 110; G. Veinstein, "From the Italians to the Ottomans: The Case of the Northern Black Sea Coast in the 16th Century", *Mediterranean Historical Review*, Vol. 1, 1986. なお近年イナルジクが黒海貿易の研究に着手している。H. Inalcik, *Sources and Studies on the Ottoman Black Sea*, Vol. 1, *The Customs Register of Caffa, 1487-1490*, Harvard, 1996.
- (60) A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, London, 1935, pp. 49-50; P. Cernovodeanu, "England and the Question of Free Trade in the Black Sea in the 17th Century: General Survey", *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 6, 1967, pp. 18-20.
- (61) P. Cernovodeanu, "The General Condition of English Trade in the Levant in the Second Half of the 17th Century and at the Beginning of the 18th Century", *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 5, 1967, pp. 453-454.
- (62) T. Stoianovich, "The Conquering Balkan Orthodox Merchant", *The Journal of Economic History*, Vol. 20, 1960, pp. 238-242; B. McGowan, *op. cit.*, pp. 14-15.
- (63) T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 291-300.
- (64) オスマン帝国の食肉供給体制、特にゼレブ制度については、B. Cvetkova, "Le service des 'celep' et le ravitaillement en bétail dans l'Empire ottoman", *Etudes historiques*, Vol. 3, 1966; idem, "Les 'celep' et leur rôle dans la vie économique des Balkans à l'époque ottomane (XV-XVIII siècles)", M. A. Cook(ed.), *op. cit.*; idem, "Problèmes du régime ottoman dans les Balkans du seizième au dix-huitième siècle", T. Naff/R. Owen(ed.), *Studies in Eighteenth Century Islamic History*, London, 1977; A. Greenwood, "Istanbul's Meat Provisioning: A Study of the 'Celepkesan' System", Ph. D. diss., University of Chicago, 1988.
- (65) F・ブローデル、前掲邦訳、第Ⅱ部、305-311頁、第Ⅲ部、108-111頁、Ö. L. Barkan, "The Price Revolution of the 16th Century: A Turning Point in the Economic History of the Near East", *International Journal of the Middle East Studies*, Vol. 6, 1975, pp. 8-17; H. Gerber, "The Monetary System of the Ottoman Empire", *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, Vol. 25, 1982; H. Sahillioglu, "The Role of International Monetary and Metal Movements in Ottoman Monetary History", J. F. Richards(ed.), *Precious Metals in the Later Medieval and Early Modern Worlds*, Durham, 1983; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 118-127, 131-138.
- (66) H. Inalcik, "Capital Formation in the Ottoman Empire", *The Journal of Economic History*, Vol. 19, 1969, pp. 119-120; G. Baer, "The Administrative, Economic and Social Functions of Turkish Guilds", *International Journal of the Middle East Studies*, Vol. 1, 1970, pp. 38-40; R. Murphey, *op. cit.*, pp. 226-228; S. Faroqhi, "Varieties of Trade and the Principal Commercial Centers: Supplying Istanbul", H. Inalcik/D. Quataert(ed.), *op. cit.*, pp. 496-499; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 14-15, 235-236. また、羽田正／三浦徹編『イスラム都市研究——歴史と展望——』東大出版会1991年、170-171、180-181頁、澤井一彰「オスマン朝における価格統制と食糧流通政策——16・17世紀のイスタンブルを中心に——」三田史学会『史学』第70巻第3・4号2001年、355-356頁。
- (67) H. Inalcik, "Istanbul and the Imperial Economy", pp. 180-182; C. M. Kortepeter, *op. cit.*, 96-108, 110. また船舶航行に不適な渓谷地帯（所謂「鉄門」Iron Gate）を抱えるドナウ中流域 Middle Danube =セルビアもまた穀物供給地帯からは除外される。なおオスマン政府は当地にて実質6.8-24.6%という偏差を伴う十分の一税徴収を行っているが、その負担はセルビア農民の最低自家消費と家畜飼育を阻害しない範囲にとどまり、当該地域の食糧自給を保証するものであったとされる。税率操作を通じた一種の食糧供給策と言えよう。B. McGowan, "Food Supply and the Taxation on the Middle Danube (1568-1579)", *Archivum Ottomanicum*, Vol. 1, 1969, pp. 149, 178; idem, "The Middle Danube *cul-de-sac*", H. Islamoglu-Inan (ed.), *The Ottoman Empire and the World-Economy*, Cambridge, 1987.
- (68) B. Cvetkova, "Le service des celep", p. 146; S. Faroqhi, "Supplying Istanbul", pp. 493-494; A. Greenwood, *op. cit.*, pp. 20-21.
- (69) なお工業製品についてはアナトリアを中心に同様の供給体制が構築されている。すなわち絹織物についてはブルサ・ビレジク Bilecik、綿布についてはボル Bolu・カガ Caga、綿織物についてはエーゲ沿岸各地が、

それぞれ首都向け供給地帯を構成し、就中ブルサは「コンスタンチノーブルの工場」workshop for Istanbul と称された。また絨毯についてはウシャク Usak、セレンディ Selendi、クーラ Kula、ゴルデス Gordes、銅製品についてはカスタモヌ Kasutamonu、羊毛製品・鉄加工品・皮革製品についてはバルカン半島の沿岸地帯、とりわけサロニカ、以上がそれぞれ重要な位置を占めている。S. Faroqi, "Supplying Istanbul", pp. 494-496.

- (70) ルーマニアはバヤジット2世治世の1502年に初めてオスマン向け穀物輸出を実施したとされ、またセリム1世治世の1520年には財政目的からワラキア・ブルガリア・ダブロジアのドナウ諸港に対する関税規定が強化されている。V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 25-26; I. Beldiceanu-Steinherr/ N. Beldiceanu, "Acte du règne de Selim I concernant quelques échelles danubiennes de Valachie, de Bulgarie et de Dobrudja", *Südost Forschungen*, Bd. 23, 1964.
- (71) オスマン穀物供給政策に占めるルーマニアの位置については、F・ブローデル、前掲邦訳、第II部、375-376、381-382頁、P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 125-126; M. M. Alexandrescu-Dersca, "Quelques données sur le ravitaillement de Constantinople au XVI<sup>e</sup> siècle", Association des études balkaniques et sud-est européennes(ed.), *Les actes du premier congrès international des études balkaniques et sud-est européennes*, Vol. 3, Sofia, 1966, pp. 666-667, 669-670; idem, "Sur la ravitaillement d'Istanbul au XVI<sup>e</sup> siècle en relation avec les principautés roumaines", *Revue d'histoire Maghrébine*, Vol. 10, 1983, pp. 76-79. オスマン食肉供給政策に占める位置については、A. Greenwood, *op. cit.*, pp. 21-24. なおセリム2世治世にはワラキアが帝国領内における塩の供給地帯としても機能したことが指摘されている。M. Maxim, "Ottoman Documents concerning the Wallachian Salt in the Ports on the Lower Danube in the Second half of the 16th Century", *Revue des études sud-est européennes*, Vol. 26, 1988.
- (72) ワラキア穀物の場合、キラ当たり大麦価格は1566年の10アスブルから1595年の80アスブルへと高騰し、また並質小麦は100アスブル、高級小麦は160アスブルの高値をそれぞれ記録しており、さらに羊肉についてもオッケ当たり価格が1585年の3アクチェから1595年の14-17アクチェへと上昇した。かかる事態に直面して急遽トルコ政府は首都居住年数が5年未満の異教徒臣民に6日以内の市外退居を強制するなど、食糧危機は頂点に達した。16世紀末のかかる深刻な羊肉不足を補填すべく、その主要供給地帯は一時アナトリアに移行している。M. Alexandrescu-Dersca, "Quelques données", pp. 671-672; A. Greenwood, *op. cit.*, pp. 27-29.
- (73) T. Stoianovich, "Orthodox Merchant", pp. 240-241; A. Maxim, "L'autonomie", pp. 216-217. ギリシア商人は16世紀後半を通じてルーマニアの主要な穀作・畜産地帯に進出し、単に小麦・塩・羊肉の買付とその首都向け輸出を独占したのみならず、上記の如く財政逼迫に苦しむ公国君主に対して資金貸付も行っている。かかる貿易・金融活動の便宜のためギリシア商人の一部は漸次現地に居留して後には土地所有権を保持する在地の新興貴族に成長する。P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 128-129; S. Pamuk, *op. cit.*, pp. 80-81; A. Greenwood, *op. cit.*, pp. 24-25.
- (74) モルダヴィアの場合、まず小麦粉の公定買付価格は1502年の1アスブルから1585年の9アスブルへと名目的には上昇しているが、1584-86年の通貨切下を考慮すれば実質0.39アスブルへの下落に相当する。また大麦のそれは貨幣価値の下落にもかかわらず1566年から1585年まで一貫して6アスブル/キラの価格を維持した。さらに羊肉に至っては1580年の38-40アスブルから1581年の30アスブルへと下落している。N. Beldiceanu, "La crise monétaire ottoman au XVI<sup>e</sup>ème siècle et son influence sur les principautés roumaines", *Südost Forschungen*, Bd. 16, 1957, pp. 73-74.
- (75) 実際、1584年において特権羊肉商人はモルダヴィアにおいて300,000頭の羊を買い付けたのに対して、1591年にはやや高めの29-52アスブルを買取価格として提示したにもかかわらず取引総数は141,000頭に減少している。M. M. Alexandrescu-Dersca, "Quelques données", p. 664; idem, "Sur la ravitaillement d'Istanbul", p. 79; N. Beldiceanu, "La crise monétaire ottoman", pp. 83-85; A. Greenwood, *op. cit.*, p. 23, n. 30.
- (76) N. Iorga, *A History of Anglo-Roumanian Relations*, Bucharest, 1931, pp. 7-11; P. Cernovodeanu, *England's Trade*

- Policy in the Levant and her Exchange of Goods with the Romanian Countries under the Later Stuarts (1660- 1714)*, Bucharest, 1972, pp. 58- 59; idem, “The Remotest Anglo- Romanian Historical Contacts (14th- 16th Centuries)”, *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 14, 1975.
- (77) P. Cernovodeanu, *op. cit.*, pp. 50- 51, 60- 61, 73- 74, 86- 91; N. Iorga, *Anglo- Roumanian Relations*, pp. 23- 24.
- (78) スチュアート復古王政の成立に伴い1661年にチャールズ2世がレヴァント会社特許状を改正する一方、1675年にはメフメット4世が新規カピチュレーションを承認してアナトリア産品（イチジク・レーズン・各種熱帯産品）の輸出を例外的に許可しており、1680年代にイギリスのレヴァント貿易はその最盛期を迎える。A. C. Wood, *op. cit.*, pp. 95, 98, 101- 102, 119- 128; P. Cernovodeanu, “General Condition”, pp. 448- 451, 454.
- (79) P. Cernovodeanu, *op. cit.*, pp. 70- 73, 84- 85; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 23- 24, 26. シムソンの活動については、E. D. Tappe, “Patric Simson: A Scottish Merchant in the Moldavian Potash Trade”, *Slavonic and East European Review*, Vol. 30, 1952, pp. 495- 496.
- (80) P. Cernovodeanu, *op. cit.*, pp. 69- 70, 96- 97, 106.
- (81) *Ibid.*, pp. 67- 68, 108.
- (82) V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 26- 27.
- (83) P. Cernovodeanu, *op. cit.*, pp. 94- 95; idem, “Mercantilist Projects Intending to Promote Transylvania’s Foreign Trade at the Beginning of the Hapsburg Domination”, *Journal of European Economic History*, Vol. 1, 1972, pp. 409- 410; H. Hauser, “Die erste Wiener orientalische Handelskompagnie 1667- 1683”, *Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 35, 1942. 初期官房学派については、T・リハ（原田他訳）『ドイツ政治経済学——もうひとつの経済学の歴史——』ミネルヴァ書房1992年、10- 12頁。またオーストリアのルーマニア貿易、及びトランシルヴァニアの海外貿易については、C. C. Giurescu, “Les relations économiques austro- roumaines aux XVe- XVIIIe siècles”, *Revue roumaine d'histoire*, Vol. 7, 1968; M. Dan/ S. Goldenberg, “Le commerce balkano- levantin de la Transilvanie au cours de la seconde moitié du XVIe siècle et au début du XVIIe siècle”, *Revue des études sud- est européennes*, Vol. 1, 1967.
- (84) P. Cernovodeanu, “Mercantilist Projects”, pp. 411- 416.
- (85) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 175- 178.
- (86) D. Chirot, *Social Change*, pp. 42- 43; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 39- 40.
- (87) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 63- 68.
- (88) *Ibid.*, pp. 69- 70, 73- 74; D. Chirot, “The Romanian Communal Village”, pp. 142- 143; idem, *Social Change*, pp. 41- 42, 50.
- (89) D. Chirot, *Social Change*, pp. 72- 73.
- (90) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 159- 168, 170- 171.
- (91) *Ibid.*, pp. 70- 71, 151- 154.
- (92) S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 53- 54; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 182- 186; D. Chirot, “The Romanian Communal Village”, pp. 149- 150.
- (93) S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 50- 51, 54; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 171- 174, 197- 198; D. Chirot, *Social Change*, pp. 50- 51.
- (94) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 139- 142.
- (95) D. Chirot, *Social Change*, pp. 44- 45, 87.
- (96) R. W. Seton- Watson, *op. cit.*, pp. 73- 74; E. Stanescu, *op. cit.*, pp. 65- 66. 土地緊縛の強化はポイエール利害の要求によるところが大きい、ただしミハイ勇敢公自身が190箇所の農村（ワラキア全土でおおよそ1,000程度と推定される村落総数の20%に相当する）を買収・所有する国内最大のポイエールであったことを考慮すれば、かかる措置は公国君主としての自身の直轄地経営にとっても有効であったと思われる。D. Chirot, *Social Change*, pp. 49, 69.
- (97) A. Lapadatu, *a. a. O.*, S. 92- 93; P. P. Panaitescu, *op. cit.*, pp. 129- 130; V. A. Georgesco, “Types et formes”, pp.

121-122.

- (98) S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, p. 60; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 203-204. ルーマニアの文書史料に現れる賦役を意味する呼称は、14・15世紀において「slujbe」・「munci」（公国君主への労役義務を含む）、16世紀において「luclu」（スラヴ系の「ロボット」rabotに相当する）、17世紀において「luclu boierescu」・「claca」と変遷しており、最終的にこの「クラカ」clacaが一般的名称として定着している。S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 41-44.
- (99) しかも私的所領は必ずしも領主の邸宅近郊に位置するとは限らず、むしろ国内各地に分散する傾向があり、Frasinetul・Vadastrita両村（Cozia修道院領）の場合、100km以上の運搬賦役を要求されたと言われる。S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 43-44, 55-56.
- (100) この罰則は違反農民への厳しい体罰（耳の切断・身体の殴打）を含むが、その行使は君主の派遣する司法官吏によって実施される。ここから領主による農民の身体的支配には依然として一定の制約が存在したと言える。S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 57-58.
- (101) ただしこの事実は必ずしもポイエール勢力の後退を意味するわけではない。H・H・スタールは公国君主によるインムニテートの剥奪を、むしろ聖俗所領がもはや公国君主の財政的優遇措置を必要としないほどまでにその経済能力を伸張させたこと、換言すれば当該段階までに既にポイエール所領の形成がほぼ完了していたことの証左として把握している。H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 146-151; D. Chirot, *Social Change*, pp. 43-45.
- (102) D. Chirot, “The Romanian Communal Village”, p. 143. 同じくラバダットゥも農奴形成における公国君主の財政利害を重視するが、公国財政の逼迫要因として、オスマン向け貢納義務の強化とともに対土戦争に伴う軍事経費の膨張を強調している。A. Lapadatu, *a. a. O.*, S. 88-92.
- (103) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 179-180; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 23, 27-29. 農奴制の背景としてオスマン向け輸出を重視する研究としては、S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 46-47, 51-52.
- (104) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 9-15.
- (105) D. Chirot, *Social Change*, pp. 51-53, 74-75; V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 29-30.
- (106) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 25-26, 144; P. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 47-50; D. Chirot, “The Romanian Communal Village”, pp. 148-149. カンテミールのモルダヴィア回想録については以下に英文抄訳がある。D. Warriner (ed.), *op. cit.*, pp. 121-129.
- (107) J. R. Lampe/ M. R. Jackson, *op. cit.*, pp. 83-84.
- (108) S. Stefanescu/ D. Mioc/ H. Chirca, *op. cit.*, pp. 58-60; A. Lapadatu, *a. a. O.*, S. 84-85; D. Chirot, *Social Change*, pp. 69-71; C. & B. Jelavich, *op. cit.*, pp. 84-85. 他方ハプスブルク支配下トランシルヴァニアにおける賦役負担は15世紀以前における年1日から、16世紀オスマン支配下における週1日への上昇を経て、17世紀ハプスブルク支配下には週3日へと上昇している。かくして近世モルダヴィア・ワラキアにおいては農奴による自由身分の買戻が進行するのに対して、トランシルヴァニアでは頻繁な農民反乱が発生することになる。V. Georgescu, *op. cit.*, pp. 30-31. またハプスブルク支配時代のトランシルヴァニアとその農民解放については、佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説——』多賀出版1992年、331—341頁。
- (109) P. F. Sugar, *op. cit.*, pp. 116-117; D. Chirot, “The Romanian Communal Village”, pp. 146-147.
- (110) S. Stefanescu, *op. cit.*, pp. 25-27; H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 146-151, 199-202.
- (111) H. H. Stahl, *op. cit.*, pp. 198-199; D. Chirot, *Social Change*, pp. 72-73.
- (112) D. Chirot, *Social Change*, pp. 51-54, 70.

〔付記〕 本稿は平成14年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

